

# 西都市埋蔵文化財発掘調査報告書

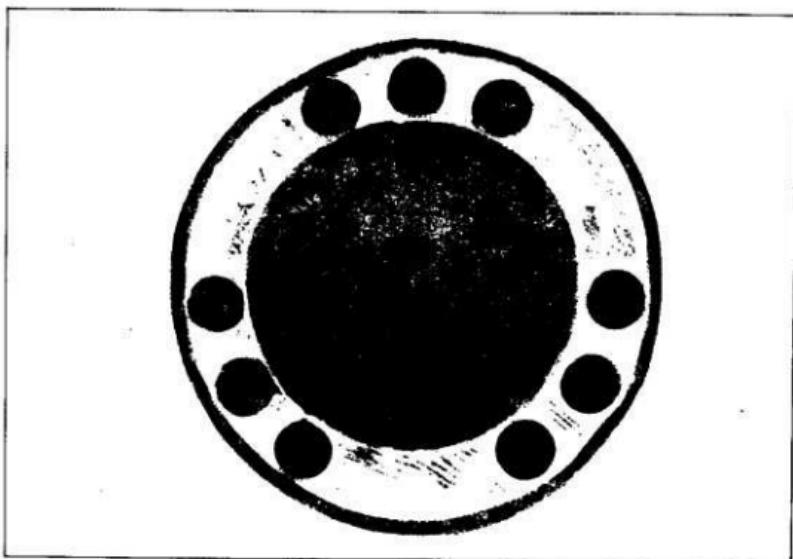
第 5 集

都於郡城址本丸跡

1988・3

宮崎県西都市教育委員会

## 九 曜 星 紋



伊 東 氏 の 家 紋

九曜星紋は伊東氏の家紋であって、伊東氏が鎮守としていた都万神社の本殿へ、授首束の位置に懸けられていた。

上表の紋は拓本を縮少したもので、実物はタテ  
1 7.5 cm, ヨコ 1 7.4 cmである。

## 序

都於郡城跡は史跡としても重要ですが、周囲は豊かな緑と自然に恵まれ、四季の移りかわりとともに地域住民の愛着心をはぐくんできました。

近年は、社会構造の進化に伴ない、農村地域までも都市化がすすむにつれて、自然とのふれ合いの時間も少なくなりつつあります。

本年度に実施しました発掘調査は、城跡の歴史的な景観と環境の保全につとめるため、中枢区域の保存整備を促進する資料収集を目的としました。

この保存整備構想は、レクリエーション需要の増大と多様化に対応するためと、城跡の保存を図ろうとするものであります。

調査地は、中世の山城跡ですが、近世に寺院も建立されていたこと等から、遺構の残存も危ぶまれていました。しかし結果は、中世・近世の関係資料を裏づけできる大きな成果をあげました。

ここにその成果を、西都市埋蔵文化財発掘調査報告書第5集として刊行し、後世の研究資料に供したいと思います。

本報告書が、都於郡城跡の認識と理解、さらには研究の一助ともなりますればまさに幸いです。

最後になりましたが、調査を実施するにあたりまして、種々ご協力を賜わりました地域住民・都於郡城址顕彰会・関係者の皆様方に、衷心から厚くお礼を申し上げます。

昭和63年3月31日

西都市教育長 篠原利信

## 例　　言

1. 本書は、昭和62年7月20日から10月8日までに西都市教育委員会が実施した、都於郡城址本丸跡に関する発掘調査報告書である。
2. 調査関係者は次のとおりである。

調査主体 西都市教育委員会

教育長 篠原利信

社会教育課長 伊藤政実

同補佐 緒方吉信

同主事 萩方政幾

調査指導 西都原古墳研究所顧問 斎藤忠

調査員 西都原古墳研究所

所長 日高正晴

主事 緒方吉信

主事 萩方政幾

遺物整理 整理員 関谷恵子

調査協力員 篠原時江・児玉一代・松山タミ子・

河野サツキ・日高八重子

3. 本書に使用した図の作成、本文の執筆・編集は緒方が行った。また本文末尾のまとめは日高が行った。
4. 本書の遺物実測は緒方が行い、出土遺物の整理は緒方と関谷が行った。
5. 本書による出土遺物の分類は、九州歴史資料館の龜井明徳氏によるものである。
6. 本書に使用した遺構等の略記号は次のとおりである。  
T - トレンチ, S - 方形状土壙, R - 円形土壙, P - 柱穴(ピット) D - 溝状遺構,  
F - 道路状遺構,
7. 本調査によって出土した遺物は、西都市歴史民俗資料館に保存し展示される。
8. 本書の末尾に参考として都於郡城と伊東氏の概略史を記載した。

## 目 次

Iはじめ	1
1. 調査に至る経過	1
2. 遺跡の位置と歴史的環境	3
II調査の概要	6
1. 調査区の設定と概要	6
2. 遺構と遺物	11
3. 遺構・遺物の実測図	29
4. 図版	41
IIIまとめ	47
IV付・都於郡城と伊東氏の概略史	51

## 挿 図 目 次

第1図 遺構実測図	9
第2図 遺構実測図（土壤1）	29
第3図 遺構実測図（土壤2）	30
第4図 遺構実測図（柱穴1）	31
" (柱穴2)	32
" (柱穴3)	33
第5図 遺構実測図（T 11）	34
第6図 土層断面図	35
第7図 土師器実測図	36
第8図 白磁実測図	37
第9図 青磁実測図	37
第10図 染付（青花）実測図	38
第11図 青磁耳付瓶実測図	39
第12図 都於郡城跡平面実測図	71
第13図 伝高屋山上陵の残石実測図	73

## 図 版 目 次

図版1 方形状土壤・円形土壤等	41
図版2 柱穴	42
図版3 土師器・白磁・青磁	43
図版4 染付（青花）・肥前染付	44
図版5 青磁耳付瓶・華南山彩貼付文壺片・陶磁器	45

## I はじめに

### 1. 調査に至る経過

都於郡城は、鎌倉幕府の家人であった工藤左衛門尉祐経の末裔伊東祐持が、足利尊氏の命により伊豆国（静岡県内）から「日向記」には建武2年（1335）に下向して築城したとされる。

城跡の規模については、標高100m程の台地上を城郭化した山城様式の縄張りで、現在は、呼称も残されるが、中心城の本丸跡・二之丸跡・三之丸跡・西之城跡・奥之城跡の5城郭のみが、主として都於郡城跡と周知されている。

行政施策もまた、屈指の山城跡としてその保存に務め、地元では、高屋・原向・土中の有志によって城跡保存顕彰会を結成し保護されてきた。さらには、市民間における文化財保護意識の高まる中では、機会あるごとに保存整備の保護策も要求してきた。

城址本丸跡はまた、伊東氏の築城時に所在古墳を破壊し出土した石棺は近くの一乗院に移したと伝承され、一乗院廃寺後その石材を元地に復し、今も伝・高屋山上陵祭として、例年祭事が開催されている。

都於郡城の伊東氏は、周知のごとく天正5年（1577）に没落し、その後

の都於郡城は、佐土原に入封した島津氏が外城として經營するが、元和元年（1615）徳川幕府による一国一城の令により、城としての性格はここで終っている。

しかし、外城制度を重視した佐土原藩の施策では、都於郡城の本丸跡に、武士の練武場と称する弓場（射場）を開き、その存続を図って藩制時代を過ごした。

都於郡城跡は、近世の詩で詠吟された程の豊かな緑と自然が広がり、山城の遺跡ともよく調和し、四季の移り変りとともに、地域住民の暖かい愛着心によって保護されてきた。

西都市教育委員会は、これらの歴史と現況をふまえ、5城郭地域の総括的な保存整備構想を策定する事業に着手した。

しかし、未解明部分の多い山城跡の整備構想は、単に机上のみでの策定はむつかし

く、やゝともすると開発行為ともなる危険性を含む。

そこで、昭和62年度に本丸跡の一部公有地を調査し、古墳の所在説確認や、城の性格・機能等をでき得る限り解明してのち、保存整備構想の策定を図りたい、その資料整備を目的として、本年度の発掘調査を実施するに至ったものである。

調査は、昭和62年7月20日から9月18日までの予定期間で着手したが、悪天候の為と、照葉樹の茂る調査地であった事から、樹木の保護を優先し、発掘面積も限られながら、10月8日迄延長した期間で調査を実施した。

## 2. 遺跡の位置と歴史的環境

西都市は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、市域面積437.56km<sup>2</sup>を有するも、約77%は林野で占められている。

また、中心市街地妻の東方を流れる一ツ瀬川を本流とし、支流の三納川と三財川を含めた、水田地帯も形成される内陸都市である。

一ツ瀬川はその発生源を九州山地に求め、東西米良を走る国道219号線に沿って平野部に流出し、途中には一大人造湖の九州電力一ツ瀬ダムが、奥日向と称された米良の渓谷美を各所に残し、昭和38年5月に完成し、これらの自然景勝地と杉安峠につながっている。

日向灘に注がれる一ツ瀬川の中流域に位置する西都市は、3河川沿いに広がる沖積層の低地が水田化し、九州山地から幾条も延びた洪積層台地は、西都原古墳群等の古代遺跡を包含し、学童等や研究家諸氏の格好の学術資料に供されている。

平野部北端の茶臼原台地と、南端の元地原台地は、ともに独自の張り出しを各所に持ち、日向灘の海岸近くまで続くが、この両台地と張り出した高台によって西都平野を屏風様に囲んでいる。

そして、その裾部を流れる北方の一ツ瀬川と、南端部を流れる三財川は、ともに九州山地から東方に流れ、平野部の尽きる所からそれぞれ内側に向かって曲折する。

元地原の台地と平行し裾部を流れる三財川は、東に向って延びた同台地が、六野原と称する地域から大きく北方に張り出した地域に達し、ここから北方に向って曲折し流れが変る。

この流れが変化した地域の東万台地が、やがて、三納川と三財川の合流地近くまで延び、その間の台地上に都於郡城跡は位置している。

南北朝時代の初頭、当時代の雄であった足利尊氏の命により、伊豆国から下向して日向一円を制したのが伊東氏で、その本拠地となった都於郡城は、平地に孤立した様相の自然の山丘を繩張りしたもので、標高凡そ100mの高台になっている。

山城様式に構築されたこの城は、北方・西方が急な断崖となって水田につながり、裾部には三財川が流れ外濠の役割を果している。

その西方凡そ900mの距離を置いた対岸は、小豆野原台地の東端であり、縁辺部には、大小古墳が点在する三財古墳群の所在地域となっている。

都於郡台地の東面も、一部は裾部に水田が広がり、延長した台地の東方に佐土原城

跡を望む。南面もまた、無数の小丘陵地形が連続し、大淀川流域の地形につながっている。

昭和34年4月1日、都於郡城を管理した旧都於郡村は、旧三納村と同時に西都町と合併、同年11月に5万市民を擁する西都町は、西都市と市制を施行した。

合併前の都於郡村は、その中心を高台の都於郡町に置いた。この町は東西に直線に延びた一本道路の町並で、西高東低のゆるやかな坂道になっている。

町並の東端は、歴史的な都於郡城の濠跡を示す大安寺池が残される事から、道路はここよりT字型の交叉点となって分岐する。

大安寺池の北端位置からは、都於郡の町並と並行し、幅3m程の集落道が県道の枝線となって西に延びている。

この道路周辺は、大安寺池等と一緒にした濠跡を示すものであり、その北辺には、中世紀にすでに道が開かれ、前の馬場として古記録に記され、この道が前述の集落道として今も活用され、都於郡城跡5城郭地域につながっている。

### 都於郡城跡位置図



## II 調査の概要

### 1. 調査区の設定と概要

都於郡城は、中世に築城された山城様式の城郭であるが、中世山城は、特に南北朝期の城が多く、この山城を近世の城と比較するとき、多くの相違点が見受けられる。

それは、自然の山地を有効的に活用し、人工的に防禦施設としたのが山城であって、都於郡城も、本丸と二之丸を中心城とし、その間には深い外堀を掘り、西方に三之丸、この三之丸に接した南に西の城（斥候城）を配している。

また、通称本丸の北方には、間道と並用した空堀を挟んで奥之城があり、ここに城主の家族が住居した。この5つの城跡を総合して5城郭とする。

この5城郭は、都於郡城の中心防禦施設であって、東西凡そ350m・南北凡そ200mの小地域内に5城郭が配置される事は、守りを主とした縄張りで、敵方に侵入された時、互いに呼応して撃退できる城取りとなっている。

そして、その周囲の主要地に、南之城・東之城・向之城等や斥候櫓が配置され、各城間にも堀をめぐらし、また東西凡そ1.5km・南北凡そ1,000mの地域には、火急のときの砦となる多くの社寺を配し、より強固なものとして縄張りが成されている。

都於郡城跡保存整備構想の作成にあたっては、すべてを含めた全面的な保存方策を構すべきであるが、地域内の大半はすでに民家が建ち並び、土地も開発がすんでいる事から、中核となる5城郭地域のみを保存整備構想地として設定した。

この保存整備構想地の5城郭地域は、大半が私有地であって、公有化された土地は、本丸跡の一隅と三之丸跡・西之城跡のみである。

公有地の中の三之丸跡はまた、傷をつける事によって起る崩壊の危険性が強く、西之城跡は、すでに上水道施設が完備した開発地である。

その他の城跡についても、現況が杉木の育樹林である事から、本丸跡の一部公有地・伝高屋山上陵地とする凡そ2,000m<sup>2</sup>を、調査区域として設定したものである。

発掘調査地の本丸跡は、東西凡そ90m・南北凡そ130mのはゞ平坦地形となっているが、中央部には、東西に凡そ2m幅の道路が敷かれ、この道を南端としてその北側の中心地に、伝高屋山上陵地がある。

調査地はこの上陵地で、東西凡そ50m・南北凡そ40mのはゞ方形地である。調査では、樹木保護を優先した事から、地層断面調査のトレンチ位置に苦慮し、中央からやゝ

北方寄りに東西のトレンチを入れ、南北トレンチはほゞ中央に設定できた。

また、調査地を十字に区切り、北東区域をA区・北西区域をB区・南東区域をC区・南西区域をD区とした。

発掘はトレンチ方式となり、A区にT1~4並びにT11~13の計7本、B区にT5~10の6本、C区にT14~19の6本、D区にT20~21の2本、計21本を入れた。



このトレンチも、樹木根の関係から、その空間を有効的に調査する為、幅1mからくの字型、一辺7m余の方形状と不整形のトレンチとなった。

調査は、地山の層位にあたる第Ⅲ層位まで掘り下げて、柱穴・通路・土壙・溝状遺構等、中世遺構の検出につとめた。

しかし、調査地には、近世の早期に寺院が建立されている事から、中・近世遺構の判断に苦慮するが、中世以前の遺構は検出されていない。

出土遺物は、土師器・青磁・白磁・染付・陶器の片で完形品は少なく、山城に伴う磁器片・並びに近世寺院に関係する陶磁器片が大半を占めている。

山城以前の遺物は、第17トレンチから1点磨製石斧が出土したのみである。

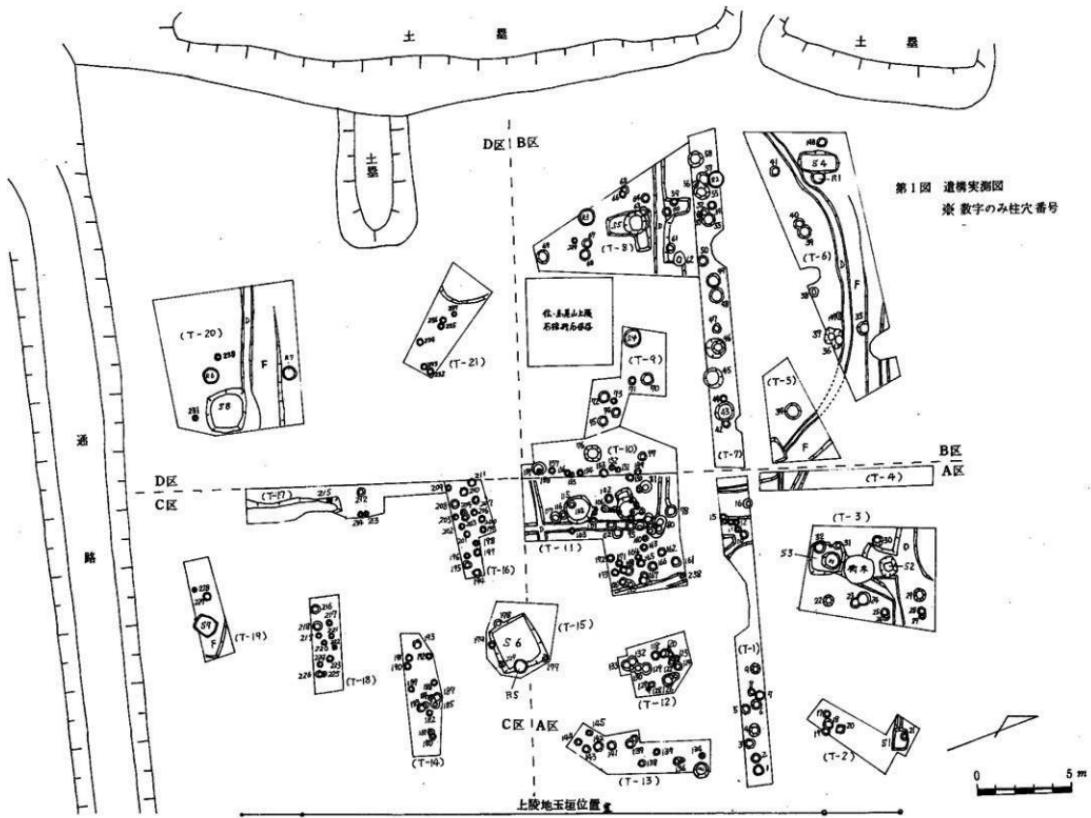
なお、都於郡城址本丸跡の調査地における基本的な土層は、次のとおりである。

第Ⅰ層	表土（一時期耕作）	厚さ約20cm
第Ⅱ層	褐色土層（ごく少量のボラ質土混入）	厚さ約30cm
第Ⅲ層	暗褐色土層（ごく少量のボラ質土混入）	厚さ約70cm
第Ⅳ層	明褐色土層	厚さ約30cm
第Ⅴ層	浅黄橙色土層	厚さ約50cm
第VI層	褐色土層（ボラ層）	厚さ約20cm
第VII層	明褐色土層（アカホヤ層）	厚さ約不明cm

遺物は、第Ⅲ層の上部より出土しているが、それ以下の層位からは検出されていない。



第1図 造構実測図  
※数字のみ柱穴番号



## 2. 遺構と遺物

本年度に実施した発掘調査地は、城としての機能を失した以後に寺院建立、明治時代以後の一時期耕作地、さらに天正5年(1577)伊東氏豊後落ちに起因した埋蔵金伝説による盗掘と、全面にわたって攢乱されていた。したがって、一括した資料もほとんど検出されず、遺物も表土層及び第II層から出土している。

またこの地が、伝高屋山上陵地の遺跡であって、早期に照葉樹等が植栽され、上陵地としての林蒼を保っていることから全面的な調査が不可能で、樹木空間地の樹木保護を優先した調査であった。

遺構の確認は、これらの現況下で第II層までを堆土し、第III層からのものであり、検出した遺構は、柱穴・方形状土壤・円形土壤・通路状遺構・溝状遺構等である。

これらの遺構からも遺物は出土しているが、遺物の完形は少なく小片で、しかも投入や流れ込みの物で



あった事から、本文の遺物の項でも、種類ごとに分類しただけである。

図1) 柱穴 (第4図・図版2) 埋蔵地の柱穴の例

検出した柱穴は、すべて第III層から第IV層に掘り込まれている。径は20~90cm、深さは25~90cmとその差が大で、比較的変化に富んだものである。埋土は黒色土が大半で、わずかに数個砂質を帯びた褐色土も確認された。

出土遺物は、土師器・陶磁器等の小破片が出土しているが、これらは前述の如く流れ込みの遺物であり、また石の混入も少なく、P131・P132・P166・P195号の4個しか確認されなかった。

これらの石は、長径でも20cmは越していない比較的小石で、館の礎石として使用したと考慮される石は、柱穴内だけでなくすべての遺構からも検出されていない。

柱穴の検出については、当初から建築物の手がかりをもとめていたが、樹木にさえぎられる等で、今一つ整った配列を見るに至らなかった。

このことは、伊東氏が在城した240余年間、何回となく同一場所に同様規模の館が建築補修され、さらに、東山近世寺院（一明院）の建立と重なり、より複雑な柱穴群となっていた。

柱穴の規模等については、第4図に示しているが、さらに、第5図ではT11の遺構の実測図に示している。



T7に検出されたP43は、径0.98～1.05m、深さ0.4m、P45は径0.88～0.95m、深さ0.33m、P46は径0.94～1.04m、深さ0.58mであるが、径は凡そ1m程に比して非常に浅く、柱穴とするに難はあったが、T7に検出した17個のうち、P43・46・49・51・58の5個が、一定の間隔を保っている事から柱穴として取り上げた。

また、T3の方形状土壙3号内に検出したP32・33、T6内のP148、T7内のP50、T13内のP146は、第II層内の柱穴で、底部に粘土質土が厚さ5～10cm敷き込まれていた。規模は第II層が表土の第I層と同質であり、軟質で計測されなかった。

## 2) 方形状土壙（第2～3図、図版1）

この土壙は、A区に3基、B区に2基、C区に2基、D区に1基が検出され、大半が、第III層から第V層位に掘り込まれ、特に4号は、第VII層まで掘り下がれていた。

埋土は、すべて粘質の黒色土であったが、6号・8号は、伊東氏が再起を期して財宝を埋蔵したとする説によっての乱掘された盗掘跡である。各土壙の規模は第1図に図示した。

1号は、T2の北端に検出された土壙で、規模は、略東西を長軸にして上縁1.05×0.84m、底面0.96×0.77m、深さ0.60mと長方形となっている。

西方上縁の南端には、流水口様の幅0.35m、深さ0.20m程の溝状遺構があり、一連した遺構として西方から流れ込み、付近と土壙の上層位から土師器片15点が出土した。いずれも流れ込みの遺物である。

底部には、中心点より北位に径50cmの柱穴が深さ16cm掘り込まれていた。土壙の使用目的は解明されていない。

2号は、T3の中央に残る樹木の北側に検出され、上縁が0.98×0.95m、底面が0.40mの方形、深さ1.02mの方形土壙である。遺構の洞部は、円形的な円味を帯びた遺構である。

周囲には、不可解な溝状もしくは土壤様の段層が掘り込まれていて、その内側に検出された遺構である。

埋土は粘質の黒色土で、遺物は出土していない。遺構の使用目的は解明していない。

3号は、2号周囲の不可解な土壤が南に延長したとも感じられ、間に樹木を挟んで南側に検出された。

上縁は幅1.57mで南に長く、南側の樹木等によって1.80mしか発掘確認ができない。深さは、0.48mで、遺物は、北西隅のP31の埋土に混入した土師器片3点が出土した。

土壤内には、P31のほか32・33号の柱穴が検出されたが、P31は土壤の底部からさらに0.10m掘り込まれ、P32・33は第II層に掘り込まれていた柱穴で、底部の粘土質土が、P32で0.04m、P33で0.12mと円形状に検出された。

P33上には、長径0.33mと0.24mの2個の川原石が検出されたが、礎石に使用した石ではなく、流れ込みのものと推定された。

この遺構は、さらに南に延びるが、T1西端の不可解な遺構と関係するかは解明されなかった。

4号は、T6の西方に円形土壤1号と切合して検出された。この遺構と4号土壤とは、同遺構として記録すべきであるが、使用目的も解明されていない事から、方形状と円形状と別個に記録し、実測は、両遺構を一緒に行なっている。

4号の規模は、長軸を概略南北にして、口縁が $2.10 \times 1.02\text{m}$ 、底面 $1.87 \times 0.76\text{m}$ 、深さ2.45mの長方形で、遺物は陶器5、染付11、土師器36が出土している。いづれも破片である。第2図に図示している。

遺物は、黒色の埋土上層位に多く出土し、さらに、遺構内の1.00mから、1.70mに流入した川原石や土砂に混入しても出土している。

遺構底部の第VII層は赤ホヤ層で、この位置まで掘り込まれ、その上層第VI層は、西都市地域で検出された層位としては珍しいボラ層になっている。

長軸東壁の中央には、均齊のとれた円形土壤1号が井戸状に切合し、底面で推定0.23m切り込んでいる。

この両遺構は、同一時期に使用し同時に廃墟されたと推定できる。それは、埋土とともに投入された径10~25cmの川石が凡そ150個前述の位置に投入され、円形壇で高く長方形壇で低く流れ込みの様相を呈し、円形壇から投入した事が示されている。

土壤4号及び円形1号の使用に関しては、廐・水槽・落し穴等が考えられるが、決

定的な判断はむつかしく解明されていない。

5号は、T8に検出された遺構で、一辺2.24m、深さ0.33m、幅0.70mから1m前後の「く」の字遺構に、さらに曲折地の中心に径1.35×1.23m、底面径0.73×0.57m、深さ1.51mの円形土壙が掘り込まれている。

中心土壙には、0.40～1.25m下がった間に64個の径10～25cm内外の川原石が投入されていた。この川原石は、埋土の黒色土内に遺物の白磁2、肥前染付10、土師器1と混入して出土した。

この土壙の中心遺構は、上縁と底面の差が大である。これは円形土壙の概略南側壁面が、徐々に内向し、1.20m下った位置から急に内部へ入り込み底面を狭くしている。一見すると、底部が2段に感じられる遺構である。

北西辺隅の上縁には、P63が遺構と切合し0.73m掘り込まれている。遺構の使用目的等は解明されていない。投入された川原石も礎石に使用された石ではない。

6号は、T15に検出された遺構で、調査地に於ける最大規模の土壙である。T15は、伊東氏の埋蔵金説によって、すでに第1・2層位まで削平乱掘されていた。

土壙内の埋土は、黒色土の個所と褐色土と黒色が混入し、さらに灰白色の粘土が散乱する等、かなり遺構内の擾乱も見受けられた。

土壙の規模は、上縁が2.65×2.63m、底面が2.25×2.25m、深さ1.16mと方形をなし、南壁面にP179・229号、西壁面にP178号、東壁面にP177号と円形土壙5号が同伴して検出された。

床面には、径5cmから最長60cmを計測する川原石100個程も検出されたが、建築物の礎石ではなく、また投入された石である。

壁面に検出された4個の柱穴と本壙との関係や、土壙の使用目的等は解明していない。遺物は、陶器13、青磁3、染付6が、埋土と川原石に混入して出土した。

7号は、T19に検出された小規模の土壙で、上縁1.09×0.97m、底面0.94×0.92m、深さ1.03mの方形状を呈している。

埋土は粘質の黒色土で、遺物は、陶器3、白磁1、染付1が混入して出土した。埋土の上層に、投入と思われる径10cmから20cmの川原石7個が混入していた。

土壙の北辺0.3mの位置には、高さ5~7cmの段がつき、幅0.7mの通路を思わせる層が、固くしまって西に延びている。

8号は、T20に検出された遺構で、上縁1.60×1.48m、底面1.29×1.15m、深さ0.82

m、隅は丸味を帯びた方形状遺構である。

埋土は黒色土で、遺物は白磁1、土師器21が出土したが、いづれも小破片であり埋土に混入して出土した。

T20は、T15と同様埋蔵金探しによって盗掘された擾乱地で、第1・2層は削平されて残っていない。

土壤8号の北辺隅からは、幅60cm・深さ20~25cmの溝状遺構が西に延び、伴って幅1.30mの通路状遺構も同件し延びていた。

これらの遺構と土壤の関係は確認されなかったが、土壤は第Ⅲ層位に掘り込まれた遺構で、使用目的等は解明していない。

### 3) 円形土壤 (第2~3図・図版1)

円形土壤は、B区に4基、C区に1基、D区に2基計7基が検出された。この土壤は円筒形状のもので、径0.70mから0.92m、深さも0.82mから3.20m以上と、第Ⅶ層以降まで掘り込まれた壙も検出されている。

遺物も少量で、1号以外からは2号に5点、6号に1点しか出土していないし、いづれも埋土に混入した遺物であった。

1号は、T6内の方形状土壤4号で述べたとおり、同遺構と切合して検出された土壤で、円筒形に第Ⅲ層から第Ⅶ層まで掘り込まれていた。

規模は、上縁が $0.92 \times 0.90$  (推定)m、底面は、やや南に振って $2.91 \times 0.90$  (推定)m、推定の計測については、床面が0.67mの位置で方形状土壤の床面東側線と切合し、以西の切込みを円形に推定計測したものである。

埋土は黒色土で、径10~25cmの割れた川原石が投入され、川原石と遺物と共に埋土に混入して出土した。

遺物は、陶器3、染付6、土師器29が出土しているが、大半は埋土の上層位に混入し、すべてが、流れ込み投入の遺物である。その他については、方形状土壤4号と同様である。

2号は、T7に検出され南壁上にはP57が一部切り込んでいる。

埋土は黒色土で、底面附近に長径29cmと23cmの川原石2個が投入されていたが、礎石に使用された石ではない。

P57の埋土は、砂質の褐色土で明らかに土壤よりも新しく、埋土によって構築時代差が確認された。

上縁は、南北軸がやゝ長く $0.87 \times 0.83$ m、底面は $0.89 \times 0.79$ m、深さ2.13mで、底面が5cm北に振り上縁に比して広く、橢円形状を呈している。

遺物は伴っていなかった。使用目的は、井戸状をなしているが解明していない。

3号は、T8の方形状土壙5号に隣接して検出された円筒形状の土壙である。埋土は黒色土で遺物等は混入していなかった。

上縁は、径0.86m、底面径は $0.85 \times 0.79$ mの橢円、深さ1.82mである。底部には厚さ20cmの灰白色粘土が全面に敷かれ、東方壁は内嚢気味に下降して床面で5cm入り込んでいる。

4号は、T9に「伝高屋山上陵」の残石保存位置北辺に接して検出された最大の井戸状遺構である。

上縁径は $0.87 \times 0.88$ m、床面は検出不可能な程下降している為中断し、深さ3.20mの位置で $0.78 \times 0.72$ mを計測した。

円筒状の同遺構は東西がやゝ広く、北方に8cm振り、壁面も多少の波状が見受けられるが、ほど垂直に掘り込まれた典型的な井戸を感じさせる土壙であった。

埋土も黒色土で、遺物は伴っていないが、床面までの深さは、さらに1m以上が確実に下降する。

5号は、T15の方形状土壙6号の東壁面に切合して掘り込まれた円筒状の遺構である。前述のとおりこの地は、埋蔵金説によって攪乱されてはいるが、土壙の攪乱はなく、ほど現状を留めている。

埋土は、前項の切合土壙と床面までが同質土で、以降の埋土は黒色土である。遺物・石等の投入物は混入していなかった。

井戸状に形成されたこの土壙は、凡そ1m下降した位置までがS6号と切合し、それ以降が同遺構の現状を残している、上縁径は0.90(推定) $\times 0.86$ m、底面は $0.76 \times 0.70$ m、深さ1.86mを計測した。底面の中央には径15cm、深さ5cmの円形皿形に小さな掘り込みが検出された。

使用目的、切合土壙との関係等は解明していない。

6号は、T20の方形状土壙8号に隣接して検出された井戸状遺構である。

前述のとおり盜掘地で、第Ⅲ層が露出しこの層に掘り込まれている。埋土は黒色土で、遺物は、上縁附近の埋土に混入した染付片1点が出土している。

他に遺物は混入していなかったが、底面から12cm上の埋土内南壁側に、径27cmの川

原石が1個投入されていた。礎石に使用された石ではない。

規模は、上縁 $0.76 \times 0.73$ m、底面 $0.84$ m、深さ $2.28$ mが計測され、上縁から $50$ cm程下降した位置から徐々に開いた底面の広い遺構である。井戸状の形容を示しているが、使用目的等は解明していない。

7号は、6号と同様T20にあって、S8号の北方 $3.20$ mの位置に検出された。規模は、上縁 $0.70 \times 0.69$ m、底面 $0.58 \times 0.56$ m、深さ $0.82$ mを計測し、埋土は、砂質を帯びた褐色土で遺物は混入していない。

規模からして、一見柱穴を感じさせるが、壁面の立ち上がりがほど垂直で、西側壁面が上縁から $0.65$ m下降した位置から急に内傾し、中心点近くで床面となる。

一応、円形土壙として記録したが、使用目的等は解明していないし、他の遺構との関係も定かでない。

#### 4) 通路跡

通路跡と推定できる遺構は、T5・6を縦断する遺構と、T19及びT20に検出されている。

T5・6を縦断する通路は、南端に溝状遺構が伴い、北端は段差が確認され、その間に幅 $1.00$ m～ $0.70$ mが踏み固められて西方に延び、方形状土壙4号と円形土壙1号で終っている。

大きく内傾して延びるこの遺構は、S4・R1近くで攢乱されているが、溝状遺構の延長に伴っている事から、S4・R1と関連した通路であった事も推測することができる。

T19の通路跡は、狭いトレンチでの検出で通路と断定するには難があるが、S7号からP227の北辺を概略西に延び、踏みしめられて固まっていた。

T20の推定通路跡は、S8号と円形土壙7号間に、溝状遺構を伴って西方に延び、表面は固く踏みしめられていた。

他に推定できる遺構は検出されたが、断定するには難があった。

#### 5) 溝状遺構

溝状遺構は、A・B区に多く検出され、前項通路跡でも述べたとおり、T5からT6にかけて、大きくカーブし西に延びる溝状遺構は、上部幅 $50$ cm、底部幅 $40$ cm程で、深さも $30$ ～ $45$ cmと、完全な溝の形態を示している。

さらにこの溝状遺構は、T5の端部に水槽が推定される遺構で終り、T11内の遺構と

関連するか否かは確認されていない。

T8内の東西に延びる1本の溝は、周囲にS5号、及びP59・60・61・62号の柱穴4個が検出され、館に関係した排水溝とも想定できるが、確認するには至っていない。

特にT11内の溝は、樹形に形容され周囲に多くの柱穴群が検出されている。(第5図)

T20内の遺構は前述のとおりで、通路跡と推定される遺構に伴なって東西に延びている。

溝状遺構の埋土は、すべてが黒色土であった、混入した遺物も各所に出土している。

T8内の遺構では、西端近くに青磁3・染付2・陶器2。T6の遺構には、土師器7・陶器7・白磁1・青磁2・染付4。T20の遺構に土師器2点が埋土に混入して出土した。

これらの遺物は、すべて小破片で流れ込みのものである。

表1 方形状土壙(第2・3図)

単位:m

番号	長軸	短軸	深さ	出土遺物
1	1.05	0.84	0.60	土師器15
2	0.98	0.95	1.03	
3	1.80(推)	1.57	0.48	土師器3
4	2.10	1.02	2.45	陶器5・染付11・土師器36
5	(1.35) 2.21	(1.23) 2.21	(1.51) 0.33	( )は中心円形土壙 白磁2・青磁3・染付10・土師器1
6	2.65	2.63	1.16	陶器13・青磁9・染付6
7	1.09	0.97	1.03	陶器3・白磁1・青磁8・染付1
8	1.60	1.48	0.54	白磁1・土師器21

表2 円形土壙(第2・3図)

単位:m

番号	長径	短径	深さ	出土遺物
1	0.92	0.90(推)	2.40	陶器3・染付6・土師器29
2	0.87	0.83	2.13	陶器3・磁器2
3	0.86	0.86	1.32	
4	0.87	0.78	3.20 (計測不能)	
5	0.90	0.86	1.86	
6	0.76	0.73	2.28	染付1
7	0.70	0.69	0.82	

## 遺物

遺物は、表3に示す如く全域から出土しているが、大半は小破片で出土し、しかも投入や流れ込みのものであった。

これらは、城に関係した遺物であって、以前の時代遺物としては、T17の地山層上から出土した磨製石斧1点のみで、他は、輸入陶磁の青磁白磁片も加わっていた。

現在も、遺物については整理の途中であり、詳細な報告は今後の機会に譲るとして、本文では、遺物を種類ごとに分類しただけである。

### 1) 土師器（第7図・図版3）

土師器は、表3に示すとおり各トレンチから出土しているが、完形に近い遺物は数点しか出土していない。これらはすべてが回転・糸切り底の皿が大半である。

第7図は、出土した土師器385点から抽出したもので、1~4・21は、口縁部が内脣気味に立ち上がり、端部はいづれも丸く形成されている。6は、口縁部が直に立ち上がり、端部は丸くおさめられている。

他に図示しない小破片も、口縁の端部は大半が丸くおさめられている。

1~4・21はまた、体部の外面に明確な整形痕の数条が見受けられる。仕上げはきれいに整形されている。

1~4の体部の立ち上がりは、大きく2重に内脣し2・3は、内脣して立ち上がり、6・21は、内脣してのち外反気味に立ち上がる。

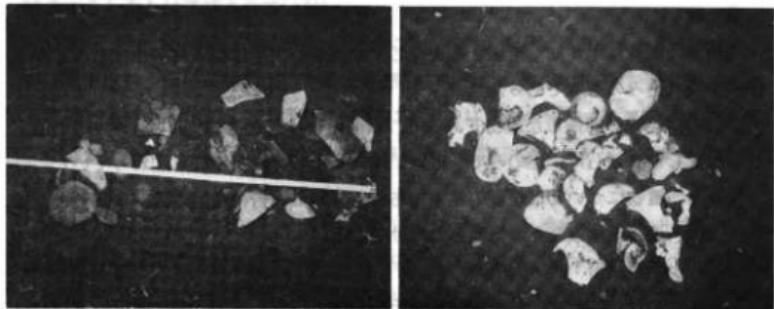
底部は、1~2・5~7・8・17が上げ底気味で厚味が少なく、1~2・3・6は、器高に比して分厚い底部となっている。3は出土した土師器の中で、3.7cmともっとも器高が高く、底部も1.1cmと厚味がある。

第7図に図示した以外の遺物も含めて、大半が淡赤褐色をなし焼成度も良好なものである。

### 2) 陶器（図版5）

陶器も表3に示すとおり、大半の遺構・トレンチから総数273点出土しているが、出土土地層は表土及び第II層の上部と、比較的地表面に近い地層から出土している。

大半が破片で完形ではなく、暗茶褐色をなす遺物が多く、記録するものもわずかに1点、トレンチ3号出土の「華南三彩貼付文壺」の片のみであり、具体的な調査も現時点ではすすめていない。



図版5（陶磁器）の、7～16は肥前陶器で表11に示している。表10の7は第11図7に図示する、この遺物は15C後半～16Cにかけて、中国福建省の民窯で焼成された、前記の華南三彩貼付文壺の破片である。

### 3) 白 磁

出土した白磁は、調査地の全域から48点が出土しているが、いづれも破片である。中国の福建省・広東省の民窯で焼成された遺物で、碗・鉢・皿の片が大半で、いづれも丸味をもって立ち上がり、鉢は、口縁部近くで外反する。

胴部も全体に薄手のもので、疊付の高台までが透明なガラス質の釉をかけた堅い焼成で、良好な遺物だった事を示している。

第8図と図版3（白磁）は、48点の遺物から抽出したもので、表5に出土地等を記録した。

### 4) 青 磁

青磁についても、全域から77点出土しているが、A区・B区に多く検出された。いづれも小破片で記録のできる遺物は少ないが、これらの中で、中国竜泉系の15C中～16C前半期、民窯で焼成と分類された39点が混在していた。

他の青磁についても、大半が17C～18Cの伊万里鍋島系と分類されている。本書には、輸入青磁の内15点を、第9図と図版3（青磁）に図示した。

### 5) 染 付（青花）

染付（青花）は、出土した陶磁器中もっとも多く341点であるが、その中で嘉靖期（15C末～16C中期）に、福建・広東両省の民窯で焼成された41点が加わっていた。

この41点の中から18点を抽出し第10図・図版4（染付）に図示した。

18C代の肥前染付は、赤絵15点を加えて凡そ300点で、抽出して20点を図版4（肥前染付）に、赤絵を図版4の下段に図示した。

他に図示しない遺物については、大半が小破片で、模様等も共通したものである事から図示しなかった。

#### 6) 磁 器

磁器の出土は極めて少量である。表3に示すとおり18点であるが、分類するとT2に2点、T8に1点の計3点が磁器で、他の15点はすべて磁器系陶器に分類されている。

図版5（陶磁器）内の1・2が磁器、3~7は磁器系陶器である。

#### 7) その他

表3に示す31点の瓦は、近世・現代瓦の片で、都於郡城と関係した遺物ではない。鉄片5点についても、確かな遺物として判定するには難が多い。

古銭の寛永通宝は、T7の床面から1点出土している。T11出土の鉄砲玉（推定）は、径1.1cmの鉛玉である。

石器は、弥生時代終末の磨製石斧が1点T17の床面から出土した。

表3

遺物名		出土遺物一覧表								備考		
遺構名	遺物名	陶器	磁器	白磁	青磁	灰付 (青花)	土師 器	鉄片	石斧	瓦	その他の	
方形状 土壤	1号						15					
" 3号							3					
" 4号	5					11 (1)	36					円形土壤1号と切合 残石投入
" 5号				2 (2)		10	1					残石投入
" 6号	13				3 (1)	6 (2)						円形土壤5号と切合 残石投入
" 7号	3			1 (1)		1						
" 8号				1 (1)			21					
円形土壤	1号	3				6	29					方形状土壤4号と切合
" 5号	3	2										方形状土壤6号と切合
" 6号						1						
トレンチ	1号	23	1		2 (2)	16	4	2				
" 2号	1	2	1 (1)			4	25					方形状土壤1号と切合
" 3号	42 (1)		3 (3)	16 (6)	78 (9)	13	1					方形状土壤2号・3号検出
" 6号	38		8 (8)	5 (2)	47 (2)	46			18			方形状土壤4号検出 円形土壤1号
" 7号	2		4 (4)	7 (1)	3 (1)					1		寛永通宝 円形土壤2号検出
" 8号	17	1	3 (3)	8 (4)	18 (2)		1		1			方形状土壤5号検出 円形土壤3号
" 11号	13		3 (3)			16				1		T9内・円形土壤4号検出
" 12号	22		1 (1)	4 (1)	15 (5)	2						
" 13号	5			1 (1)	9 (1)	1			1			
" 14号	5		7 (7)	5 (3)	4 (2)	15						
" 15号	2				5	4						方形状土壤6号検出 円形土壤5号
" 16号	15		4 (4)	3 (3)	26	11			1			
" 17号	3					11		1				
" 18号	3					1	3					
" 19号			1 (1)			1	3					方形状土壤7号検出
" 20号	7		1 (1)	3 (3)	5 (2)	46			1			方形状土壤8号検出 円形土壤6号・7号
" 21号						5						
一括	48	12	8 (8)	20 (12)	80 (14)	75	1		9			
計	273 (1)	18	48 (48)	77 (39)	341 (41)	385	5	1	31			

( ) 内点数は内数とし輸入陶磁器の数である。

表4 上等器(第7図)

番号	器高	口径	底径	底部の厚	出土遺構	
					単位:cm	
1	3.25	11.35	6.90	0.90	R 1号	
2	2.85	11.80	4.65	0.70	"	
3	3.70	11.25	6.00	1.05	"	
4	2.70	12.70(推)	6.10	0.75	"	
5			5.80	0.60	P 39(T 6)	
6	3.35	12.20(推)	5.80(推)	0.75	S 4号	
7			5.15	0.45	"	
8			6.05	0.60	"	
9				0.45	T 7	
10				0.55	S 4号	
11				0.55	S 1号	
12				0.50	T 12	
13				0.50	S 5号	
14				0.60	P 101(T 11)	
15				0.45	P 166	
16				0.50	S 1号	
17				0.30~0.60	S 4号	
18				0.35	S 1号	
19				0.55	P 218(T 18)	
20				0.30~0.40	P 172(T 11)	
21	3.00	13.15(推)	7.85	0.60	T 20	

表5 白磁(第8図)

番号	遺物名	出土地	備考
1	鉢	T 16	器高 3.2cm、丸味をもって立ち上がり口縁近くで外反する。
2	"	"	器高不明、1と同様であり胴は薄手
3	"(推)	T 6	底部、高台は浅く胴は薄手
4	碗	"	器高 3.9cm、口径径 7.4cm、高台径 2.9cm
5	鉢	T 14	口縁部を含めた胴部片
6	瓶	T 8	鳥頭型の耳
7	碗(推)	T 6	底部、高台径 3.1cm、わずかに茶系色を帯びている。
8	鉢	一括	高台と胴部片
9	"(推)	P 166	底部片
10	"(推)	T 8	同上
11	皿	T 41	口縁から高台際までの胴部片
12	鉢	一括	胴から高台際までの片
13	"(推)	T 12	底部片
14	"	一括	波形の口縁を含む胴部片、わずかな青色を帯びている。
15	碗	S 7号	胴部片

表6 青磁(第9図)

番号	遺物名	出土地	備考
1	碗	一括	底部片
2	盤	T16	"
3	不明	T9	"
4	"	T20	"
5	盤	T8	口縁部は外反し胴は厚い 0.9cm、内壁は薄茶色
6	鉢	T3	模花を呈した口縁部片
7	"	T6	山形の口縁部片、胴はやや内反して立ち上がり、口縁近くで大きく外反する。
8	盤	一括	口縁部は急激に外反している。胴は厚手 0.8cm
9	碗	T3	胴部片、外壁は絞りの凸凹で施紋される。
10	碗(推)	T16	底部近くの胴部片
11	鉢	一括	大きく外反して立ち上がり、口縁は丸くおさめられている。
12	碗(推)	"	胴部片、外壁面に縞をもつ
13	碗	"	胴は薄手の口縁部片
14	鉢	T14	内翻して立ち上がり、口縁部は外反する。胴は薄手
15	碗	T143	底部の一部を含めた胴部片

表7 染付(青花白磁・第10図)

番号	遺物名	出土地	備考
1	皿	S4号	口縁が底部迄の1/3を残す。高台内は浅く胴部もやや薄手
2	皿(推)	T7	底部と胴部の片、高台は破損している。厚みがあるが上部は薄手
3	皿(推)	T12	底部片、高台は低く3角形状のもの、薄手
4	皿(推)	"	底部と胴部片、3角形の高台を有し底部は厚手、胴部は薄手
5	皿(推)	一括	同上、高台は突出がなく、高台内が凹んだ形容のもの
6	浅鉢	T3	口縁胴部の片、口縁は丸味をおび大きく外反する。薄手
7	皿(推)	"	高台際からの胴部片、高台際 1.1cm の厚胴部は薄手のもの
8	皿(推)	"	高台 $\frac{1}{3}$ を残す片、高台の先端部は欠損する。胴部は薄手
9	碗	一括	高台内は浅く、底部は厚手胴部はしだいに薄手となる。
10	皿	T8	底部片、高台 $\frac{1}{3}$ を残す、高台内は平らで砂粒感が見える。
11	鉢	一括	口縁から高台際までの胴部片、厚味は 0.4cm と薄手のもの
12	深鉢	S6号	胴部片、胴厚は立ち上がるにつれて薄くなる。
13	皿	P148	底部片、高台内の大半を残し中央は円形のふくらみがある。
14	碗	一括	底部を含む胴部片、立ち上がるにつれて薄くなっている。
15	皿	T3	底部・胴部の片、高台際は厚く上部程薄手となる。
16	皿(推)	一括	高台内の片と推定される。薄手で中央はややふくらみがある。
17	皿(推)	"	高台際の小片、立ち上がるにつれて薄手となる。
18	鉢	"	口縁部片、口縁は丸味をおび大きく外反する。薄手

表8 肥前染付(図版4)

番号	遺物名	出土地	備考
1	碗	T18	器高 5.5cm、口縁系10.2cm、高台径 6.0cm
2	"	T 1	器高 5.7cm、口縁径10.3cm、高台径 (推)6.0cm
3	"	T 3	口縁一部を残す胴部片
4	鉢	T11	器高 4.5cm、口縁径 (推) 15.0cm、高台径 8.5cm
5	碗	T 6	器高 5.8cm、口縁径10.3cm、高台径 4.1cm
6	鉢	一括	器高 4.9cm、胴は直立して立ち上がる。薄手
7	碗	T 6	高台附近の片、原までの高さ1.5cm、高台内も0.8cmと深い 胴部片
8	"	"	
9	"	S 6号	口縁部を残す胴部片
10	鉢(推)	S 4号	底部片
11	"	一括	口縁部を残す胴部片
12	皿	T11	器高 2.5cm、口縁径 8.8cm、高台径 5.1cm
13	碗	T 2	器高 (推)4.7cm、高台及び口縁部を残す胴部片
14	"	T 6	口縁部を残す胴部片
15	皿	T19	器高 (推)3.0cm、高台及び口縁部を残す胴部片
16	瓶	P148	胴部片
17	皿	一括	底部片
18	碗	P148	口縁部を残す胴部片
19	"	P13	同 上
20	"	T 6	同 上

表9 肥前染付(赤絵)(図版4)

番号	遺物名	出土地	備考
1	鉢	T 6	器高 3.0cm、口縁径 (推)9.8cm、高台径 3.6cm
2	瓶(推)	P148	胴部片
3	瓶	一括	底部端片
4	瓶(推)	T 6	胴部片
5	鉢	S 6号	器高 (推)3.0cm、口縁及び高台の一部を残す胴部片
6	碗	T 6	胴部片
7	鉢(推)	T 3	胴部片、赤色の釉が変色している。
8	蓋	一括	赤色の釉が変色している。

表10 青磁耳付瓶(第11図・図版5)

単位:cm

番号	遺物名	出土地	器高	口縁径	高台径	備考
1	瓶	T 16	17.35	9.35	6.40	
2	"	"	18.00	9.00	6.30	
3	"	"	不明	不明	5.50	
4	"	"	不明	9.80	不 明	
5	"	"	16.80	9.25	6.90(推)	
6	"	"	15.10	7.90(推)	6.10	
7	盃	T 3	陶器・「華南三彩貼付文盃」の片、(中国福建省の民窯)			

表11 陶 碗 器(図版5)

番号	遺物名	出土地	備考
1	碗	T 2	磁器 底部と胴部・口縁なし
2	"	T 8	磁器 底部の一部と胴部
3	"	—括	磁器系陶器 底部
4	皿	"	" 底部
5	碗	"	" 胴部
6	"	"	" 胴部
7	皿	T 1	肥前陶器 底部
8	碗	T 6	" 底部
9	"	"	" 底部
10	"	"	" 底部
11	"	"	" 胴部
12	盃(推)	"	" 胴部
13	皿	"	" 胴部
14	碗	—括	" 胴部
15	皿(推)	"	" 底部・胴部
16	"	"	" 胴部

表12 陶器(図版5)

番号	遺物名	出土地	備考
1	土瓶	T 3	注口を含む胴部
2	甕	T 16	底部
3	蓋	T 8	蓋用の蓋
4	擂鉢	T 6	口縁部
5	"	一括	胴部片・荒目
6	鉢	T 3	口縁部
7	"	一括	同上
8	盤(推)	T 1	生花用器の底部
9	土瓶(推)	T 8	底部片・鋸が1個残っている。
10	"	T 6	同上
11	小甕	T 8	口縁部を残した胴部片
12	碗	T 6	底部
13	壺	T 3	同上
14	碗	T 6	同上
15	"	T 6	同上
16	鉢	T 6	口縁部片

以上遺構と遺物について簡略に述べてきたが、遺構については全調査地から、柱穴・土壤・溝・通路等が検出され、制約を受けた調査発掘地ではあったが、土壤等の遺構が多く検出し、さらに目を引いたのが柱穴の多さであった。

このことは、中世伊東氏の242年に及ぶ城としての経営、さらには近世寺院の建立物が、長期に所在した事を示しているし、柱穴の添え柱跡も多数検出した事は、同一規模の館が、同一箇所に永年建築されていたことを示している。

しかし、中世瓦の出土が無かった事は、都於郡城の館が、茅葺もしくは板葺あるいは桧皮葺であったと想定するに難はなかった。

さらに近世寺院も、わずかな瓦片しか出土していない事から、庇は別として本棟までの瓦葺きと推察するには、今だ多少の疑問が残される。

遺物については、大半が小破片として出土し、図示した遺物と共に通するもの多かった。しかし、全地から、都於郡城経営期の中国陶磁器が出土した事は、外国貿易を図った伊東氏が、飫肥に長年月を要して勢力を延ばした事の意味も裏づけるものであり、時代背景を偲ぶことができる。

これらの検出した遺構と遺物は、調査地が前述の如く、すでに第1層第II層と攪乱

されていたこと、あるいは地域住民の信仰地であった事等から発掘地にも制約があり、遺跡の全貌を明らかにする資料としてはとぼしかった。

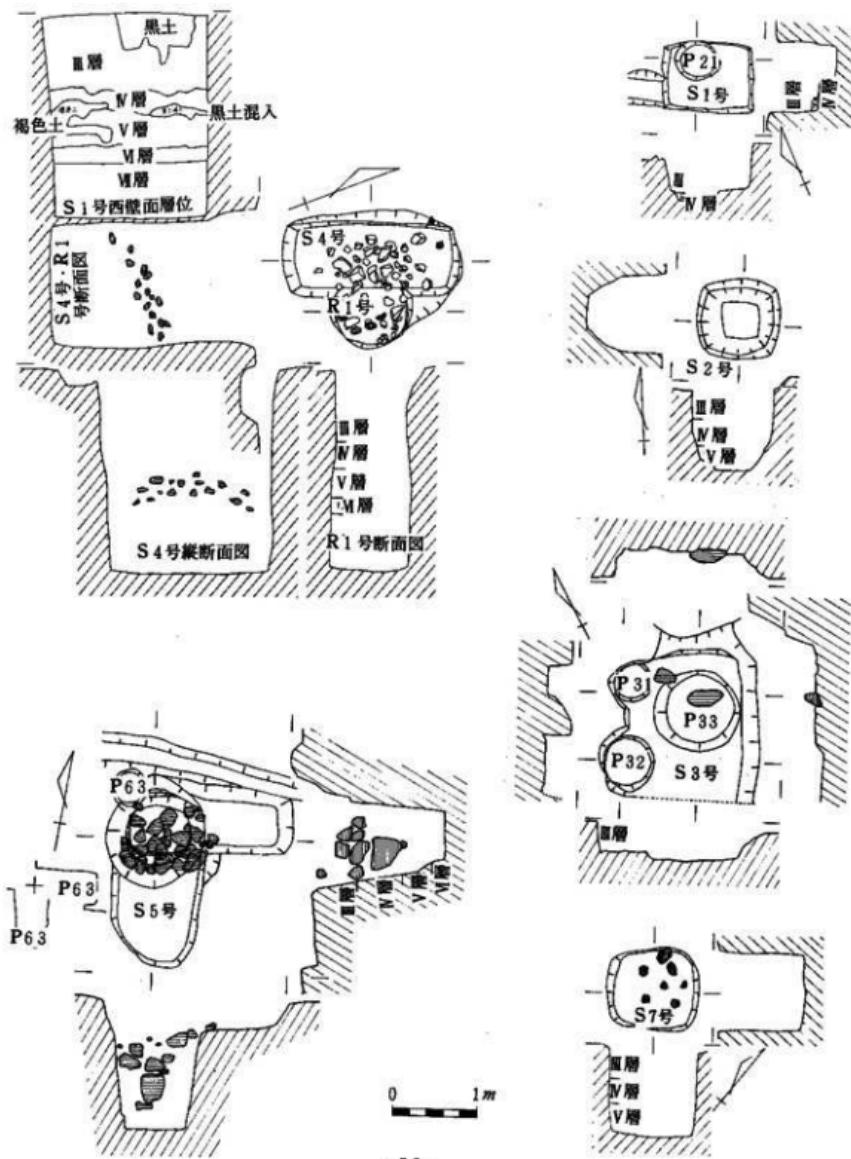
だが、第2次・第3次の調査に於ける貴重な参考資料としては重要な遺構と遺物の出土であり、今後とも遺跡の解明に全力を注ぎたい。

#### 参考文献

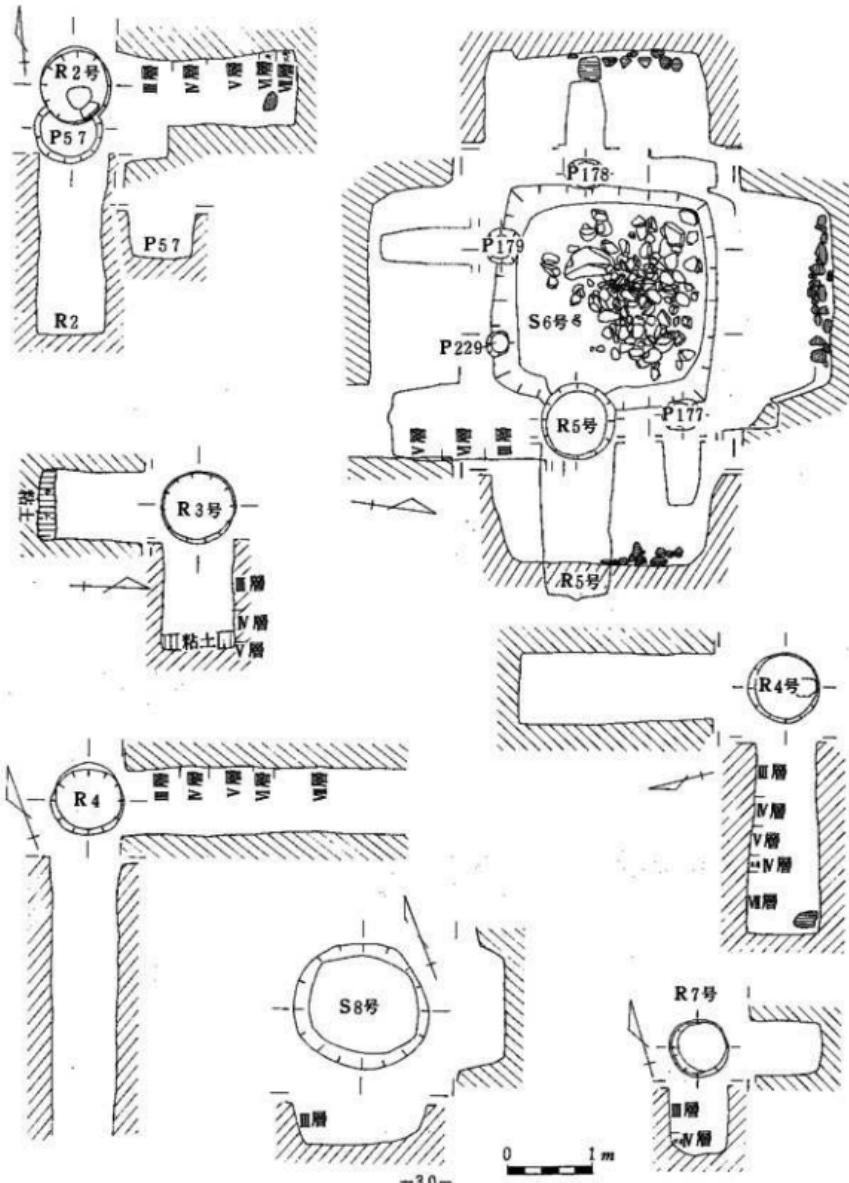
1. 都城市文化財調査報告書第3集 1983年 都城市教育委員会
2. 史跡人吉城跡 昭和61年3月 人吉市教育委員会
3. 史跡山中城跡 昭和62年9月 三島市教育委員会
4. 遺物の分類は、九州歴史資料館の亀井明徳氏による。

### 3. 遺構・遺物の実測図

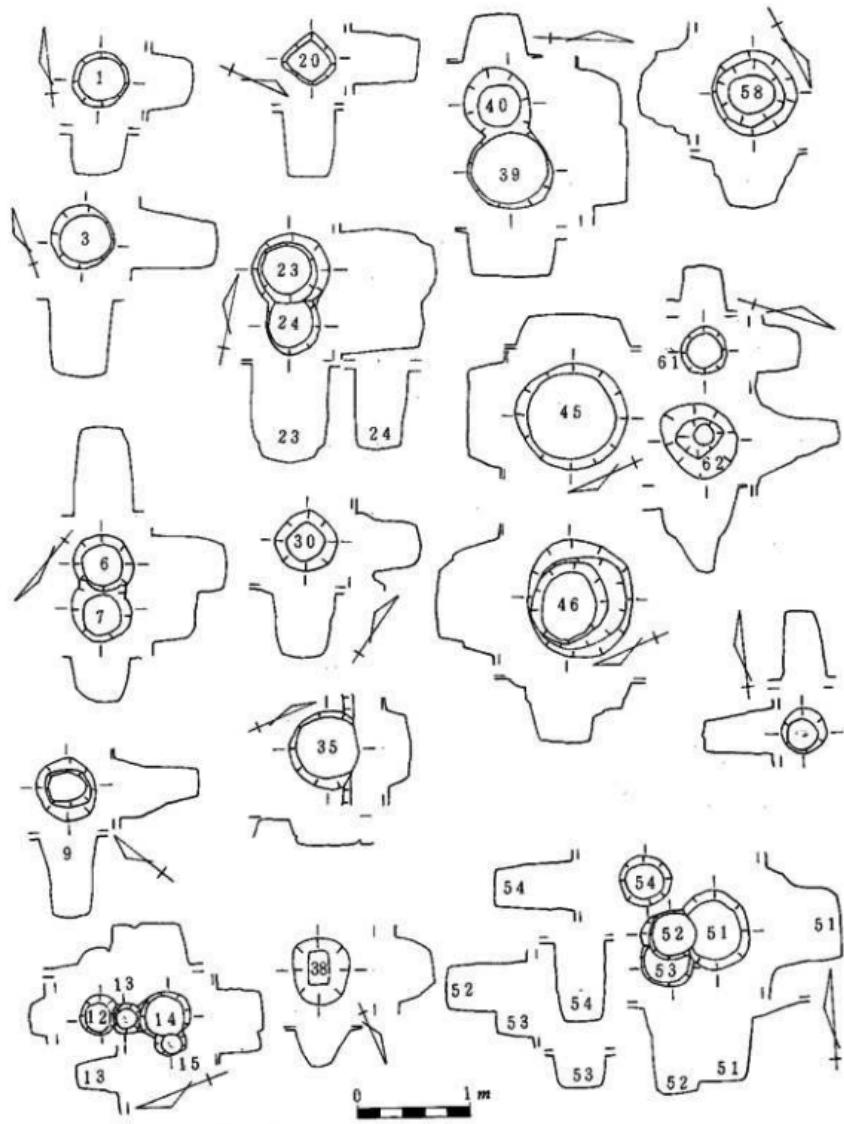
第2図 遺構実測図(土壤1)



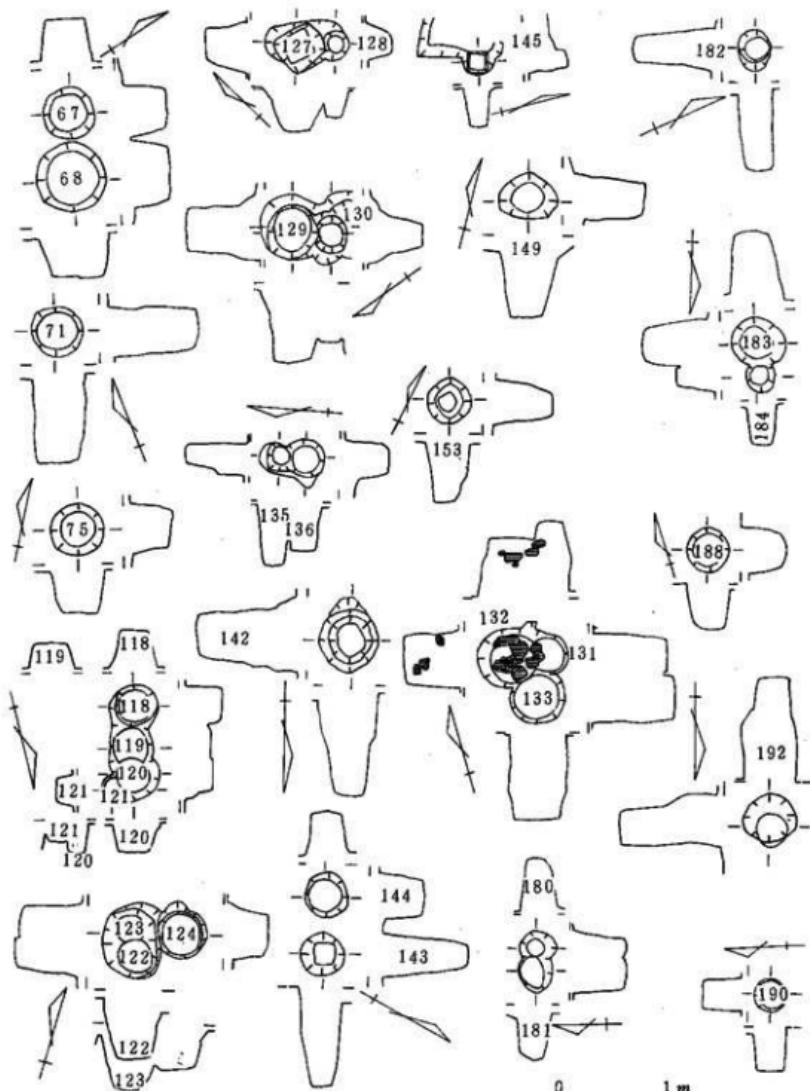
第3図 遺構実測図(土塙2)



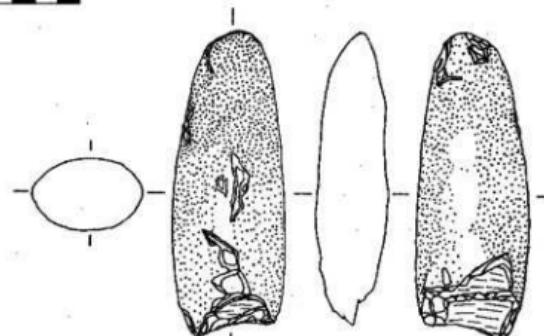
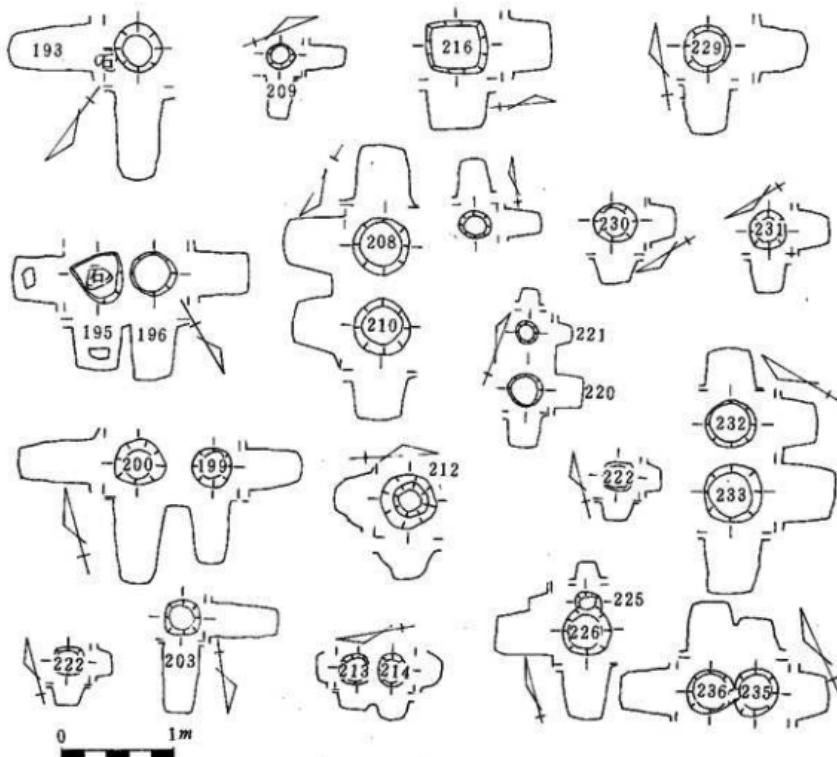
第4図 遺構実測図（柱穴1）



(柱穴 2 )

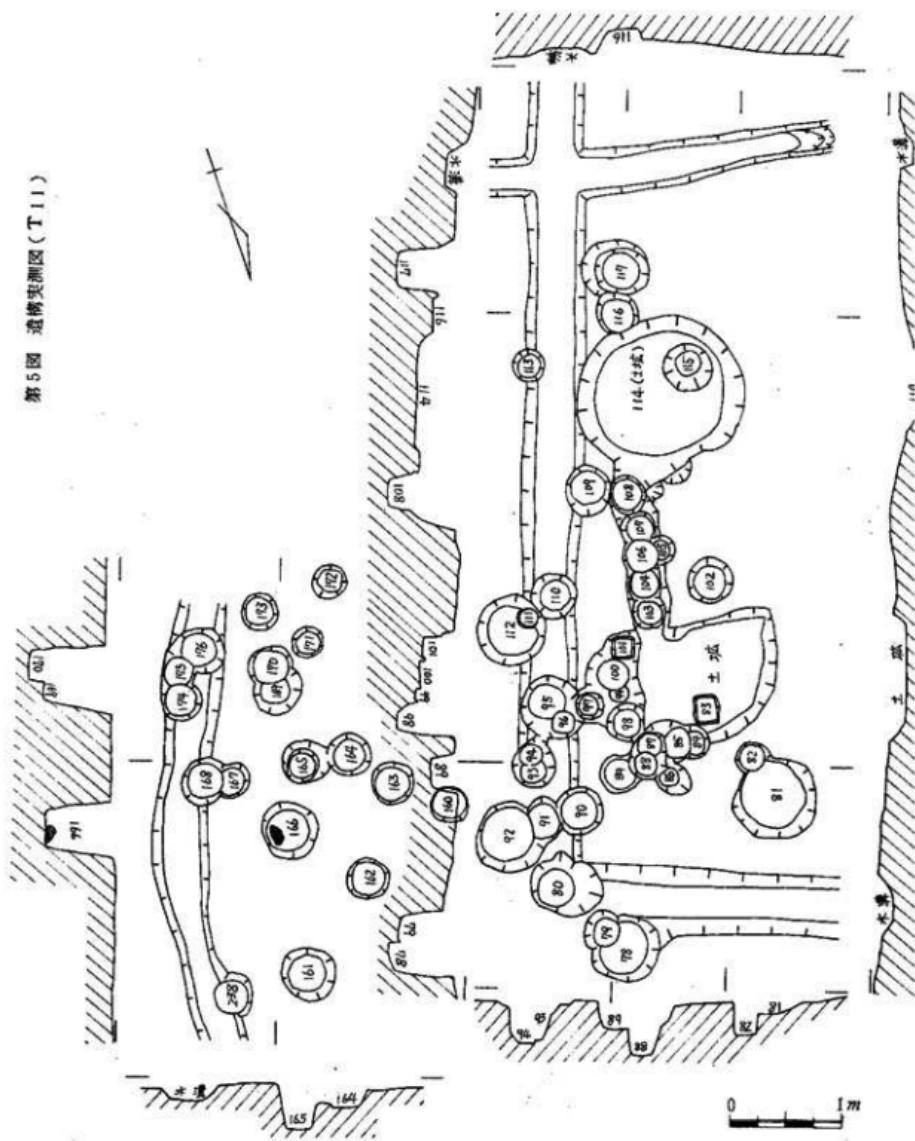


(柱穴 3)



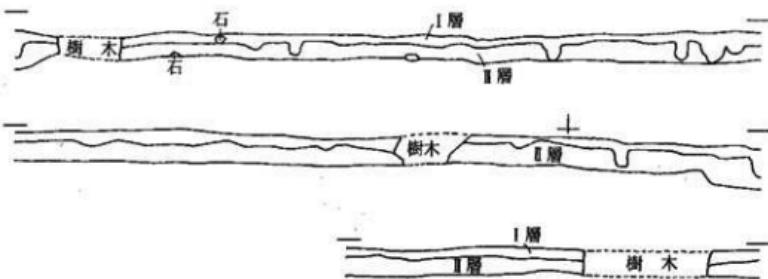
磨製石斧  
0 5cm

第5圖 遺構実測図(T11)

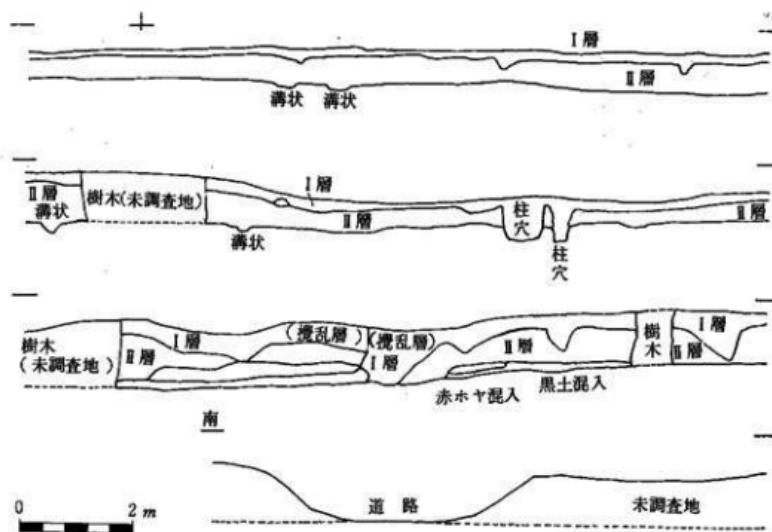


第6図 土層断面図

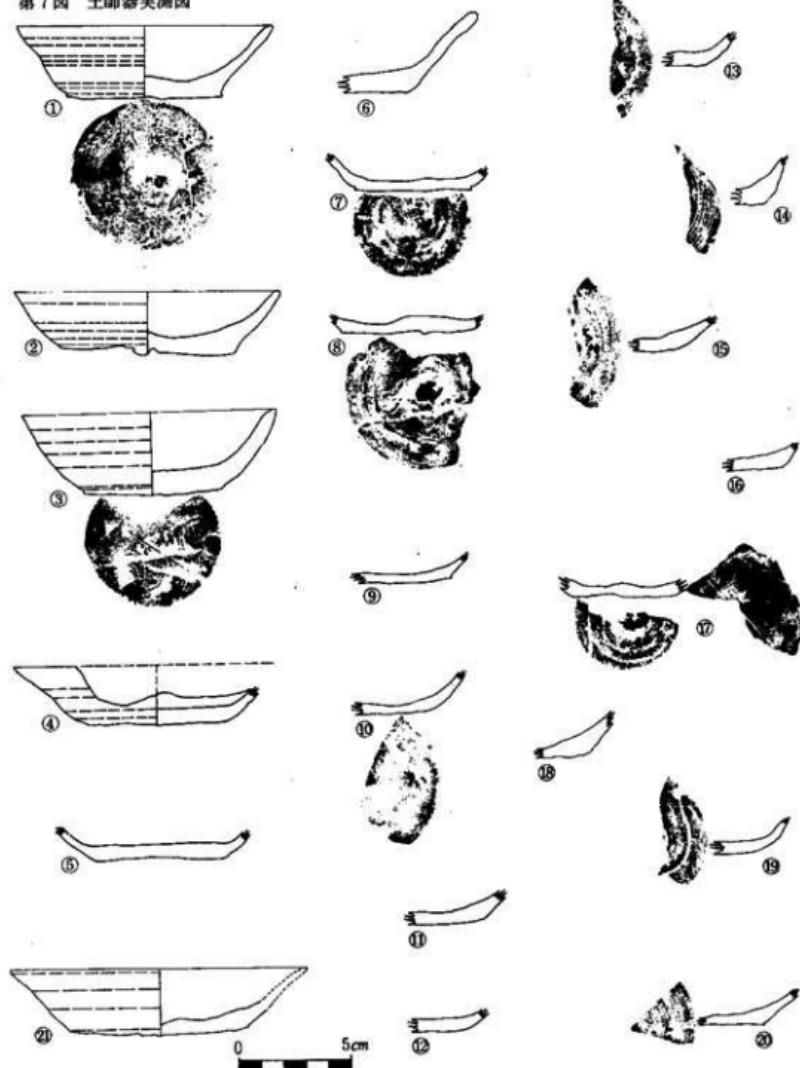
(1) 東西線(位置はT-1・T-7)



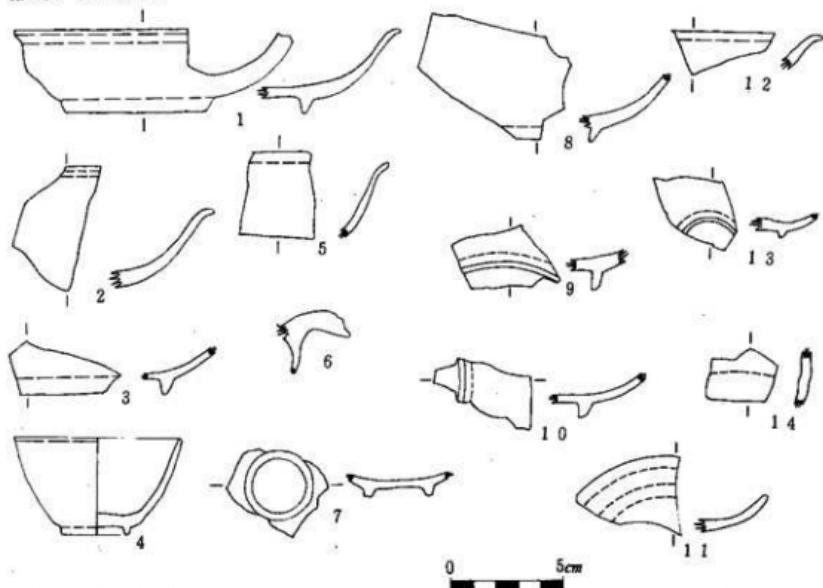
(2) 南北線(位置はT-4・T-11・T-16西壁・T-17)



第7図 土器実測図

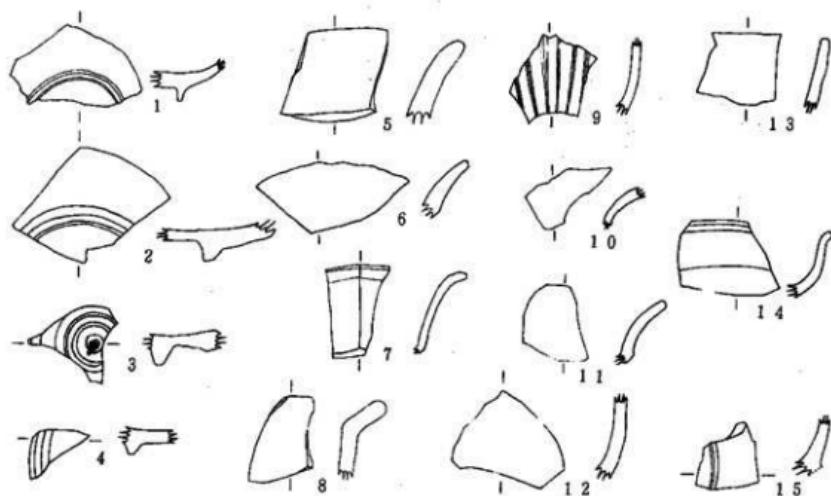


第8図 白磁実測図

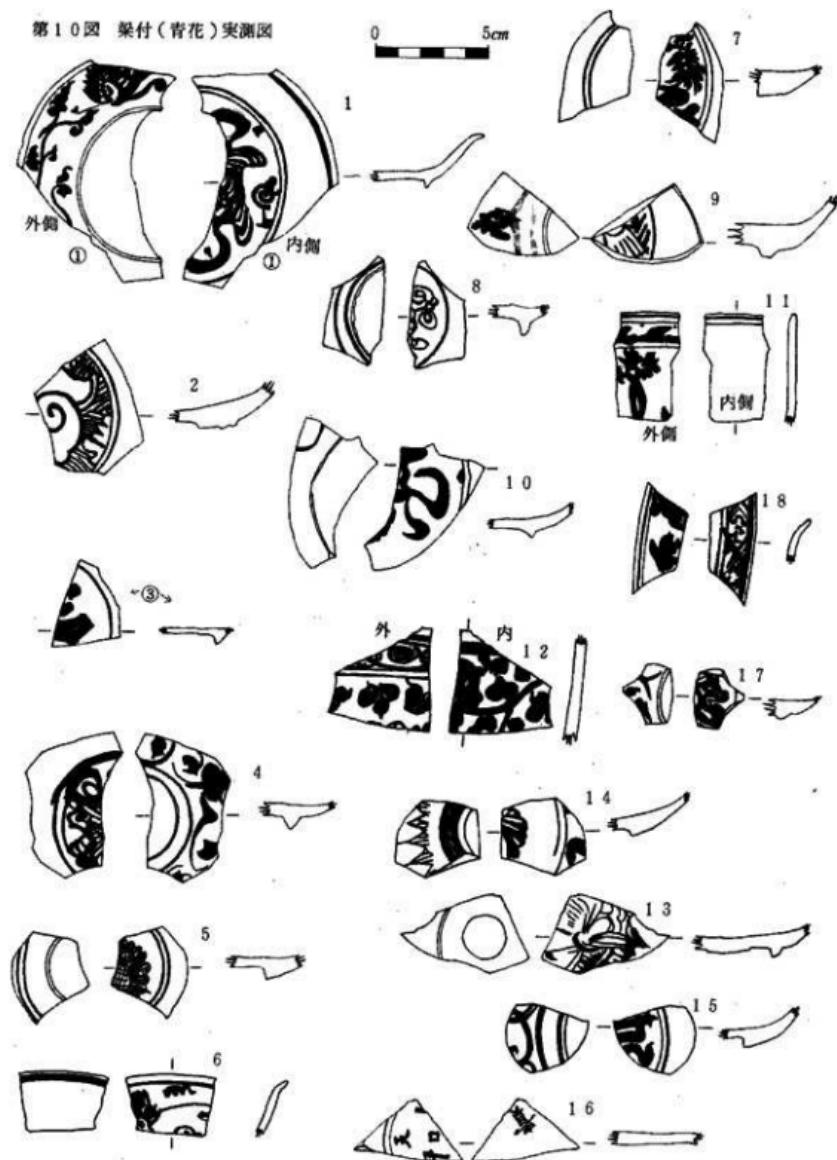


0 5cm

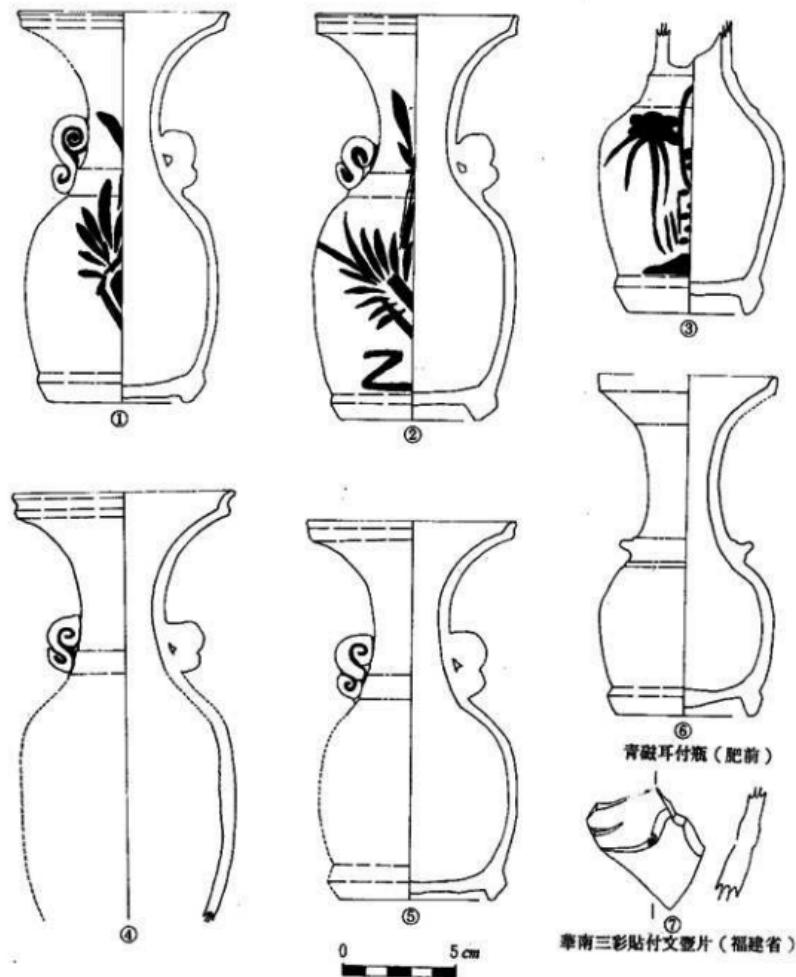
第9図 青磁実測図



第10図 桟付(青花)実測図

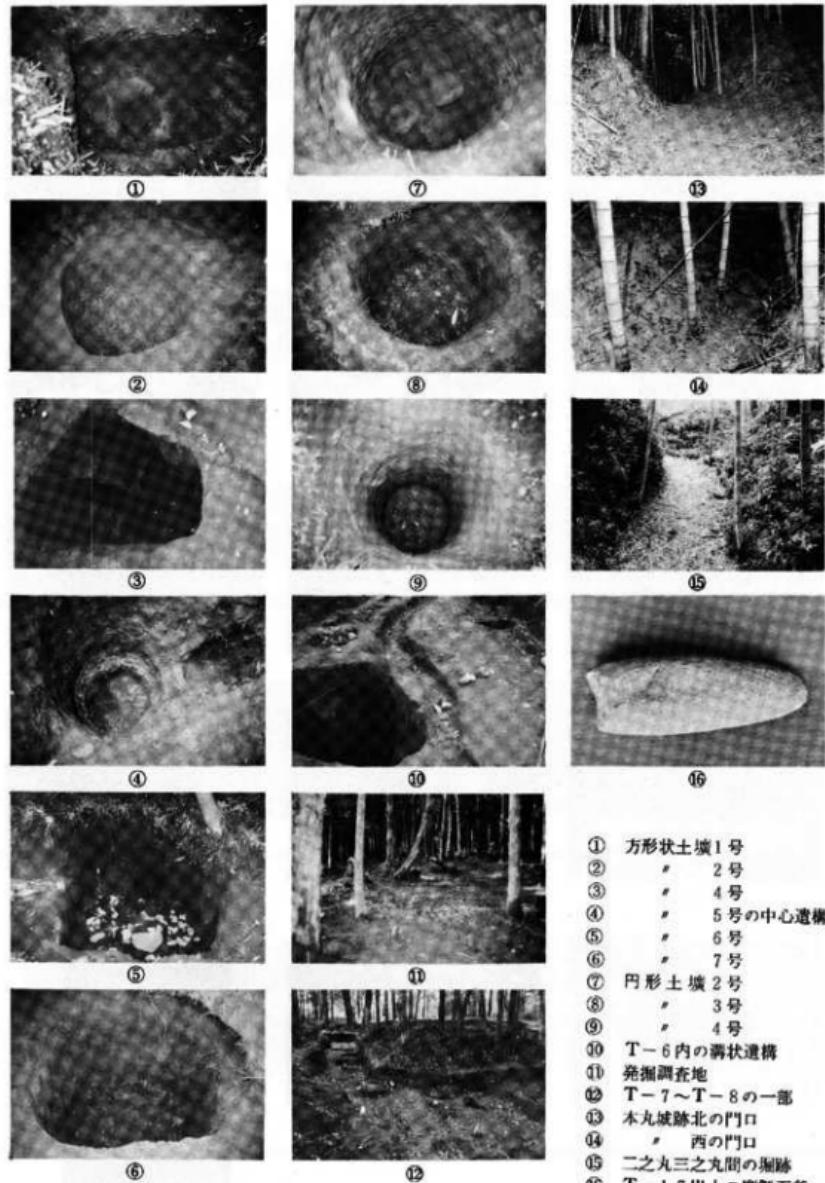


第11図 青磁耳付瓶実測図

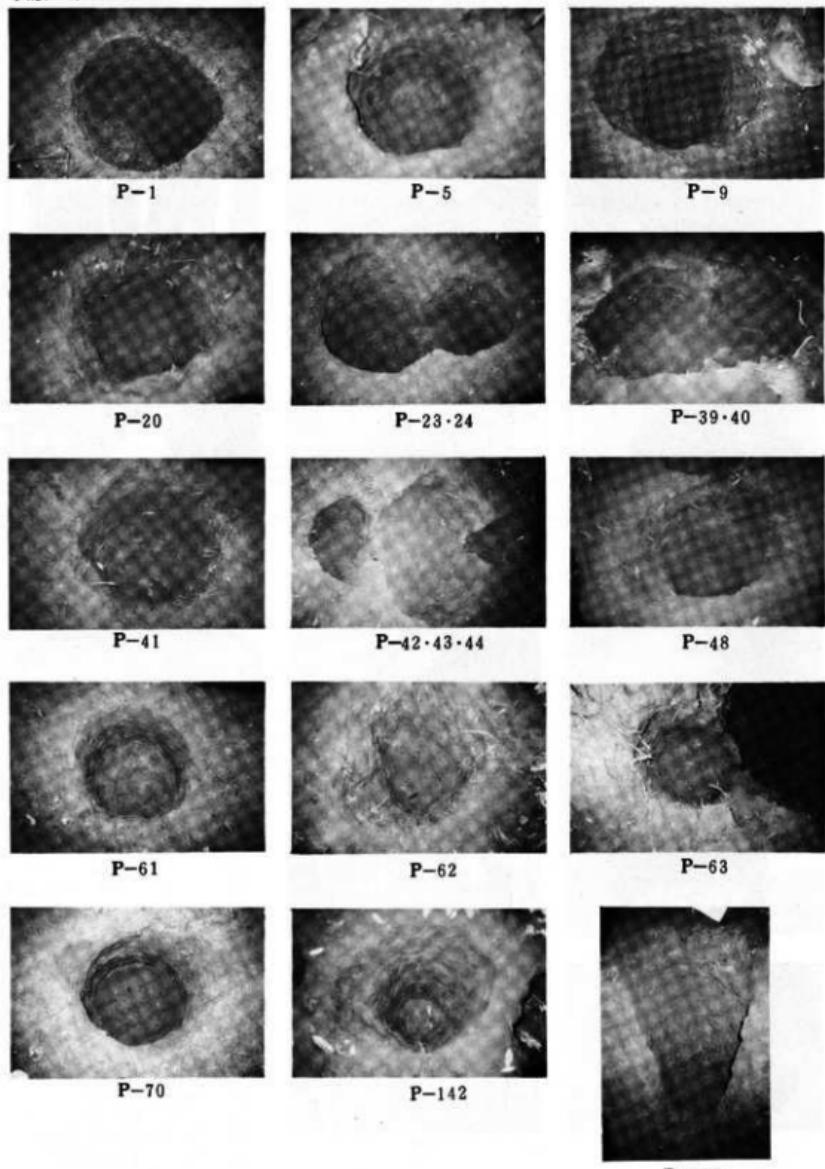




図版 1



図版2(柱穴)



図版 3  
土師器



1 2 3 4 5 6

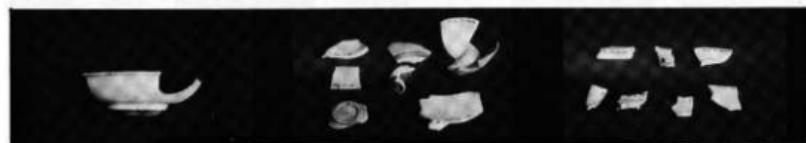


7 8 9 10 11 12 13 14



15 16 17 18 19 20 21

白磁



1

2-8

9-15

青磁



1-2-3

4-5  
6-7

8-9  
10-11

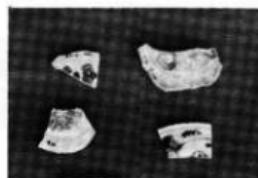
12-13  
14-15

図版4

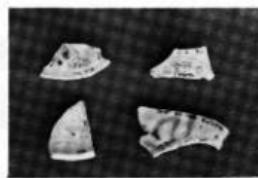
染付(青花)



1~2



3~6



7~10



11~14



15~18

肥前染付



1



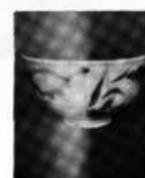
2



3



4



5



7~6



8~11



12



14~13  
19~20



16~15  
14~18

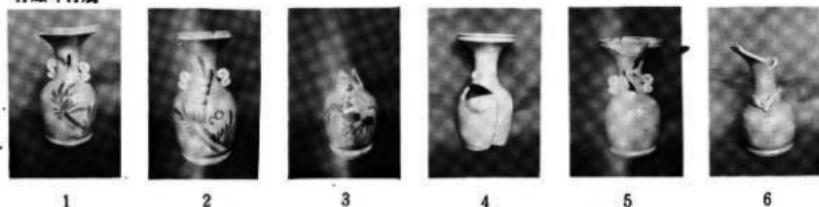


赤絵 1~4



赤絵 5~8

圖版 5  
青磁耳付瓶



1

2

3

4

5

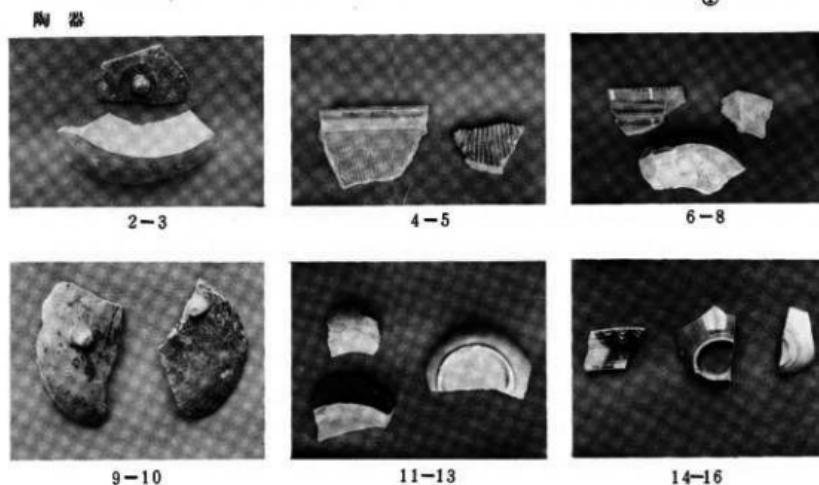
6



華南三彩貼付文壺片  
(陶器)



①



2-3

4-5

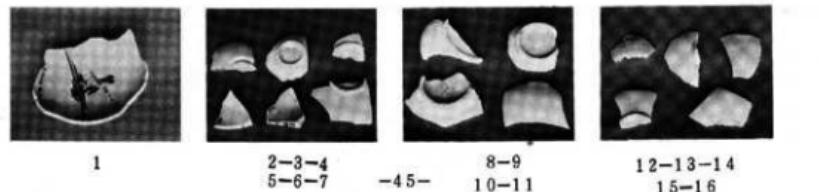
6-8

9-10

11-13

14-16

陶器



1

2-3-4  
5-6-7

-4 5-

8-9  
10-11

12-13-14  
15-16



## ま　と　め

日 高 正 晴

都於郡城は中世期、日向一円を240年余にわたり制圧した伊東家の本城であるが、幸い現在でも、この城址はよく保存されている。このたびの確認調査ではその中心にあたる本丸の発掘調査を行ったが、樹木群の中の間隙地の調査ということで全面的な発掘調査でないため、本丸遺跡の全容を把握することはできなかった。しかし発見された遺構、それに出土した陶磁器、中でも輸入磁器片などの出土は中世伊東氏の全盛期の一端を実証するものであると思われる。またこの本丸内には古くから伝高屋山上陵の遺跡もあるが、伊東氏築城の際、除去されたということになっており、現在、方形区域に偏平長椭円形の自然石が遺存しているのでその伝承地についても実測調査を行った。これまで宮崎県内において城址および関連居館の発掘調査としては昭和51年10月～12月に行われた清武城内、通称「二の丸」地区の「城内遺跡」と宮崎市熊野にある「車坂城跡」（昭和61年9月～11月）そして都城市の祝吉遺跡をあげることができる。さて、この発掘調査の地域は本丸の中程を東西に抜けている道路の北側一帯がその対象地区となつたが、この本丸の東西側、および北側外縁部には当時からの土壘が遺存し、また西方の一段高い二の丸との間には幅が広くて深い空堀も現存している。ところで発掘調査した結果では多数の柱穴、それに円形および方形状土壘が現われ、しかも前述したように樹木を存置しての調査であったため、この数多い柱穴が建物遺構としてまとまつた柱穴群をなさない状態で確認されたのであるが、いずれにしても近世も含めて建造物がかなり建られたことを裏づけるものである。そして後述する輸入磁器片が全般的に床面から発見されたことは伊東氏の後半期にかなりの建造物の存在したことが首肯される。そしてさらに関心をそそられるのは、この調査地域から中世伊東氏時代の瓦が全く出土しなかつたことである。日向第一級の山城の本丸において瓦葺の建物が存在しなかつたとなると、屋根はかや葺あるいは桧皮葺などが用いられたのではないかと思われる。例えば熊本県、矢部町の阿蘇大宮司居館跡の「濱の館」遺跡においても瓦類は出土せず、また礎石のある建物は極く一部で、ほとんどすべての建物は据立式の建築様式であった。次に、円形および方形状の土壘であるが、この土壘については形態が大小種々あるが、この土壘が何の用途に使われたかという

ことである。一旦緩急の場合の貯水、貯蔵用というようなことも考えられるが、そのほか落し穴など戦力用の遺構なども考慮に入れてよいかもしれない。

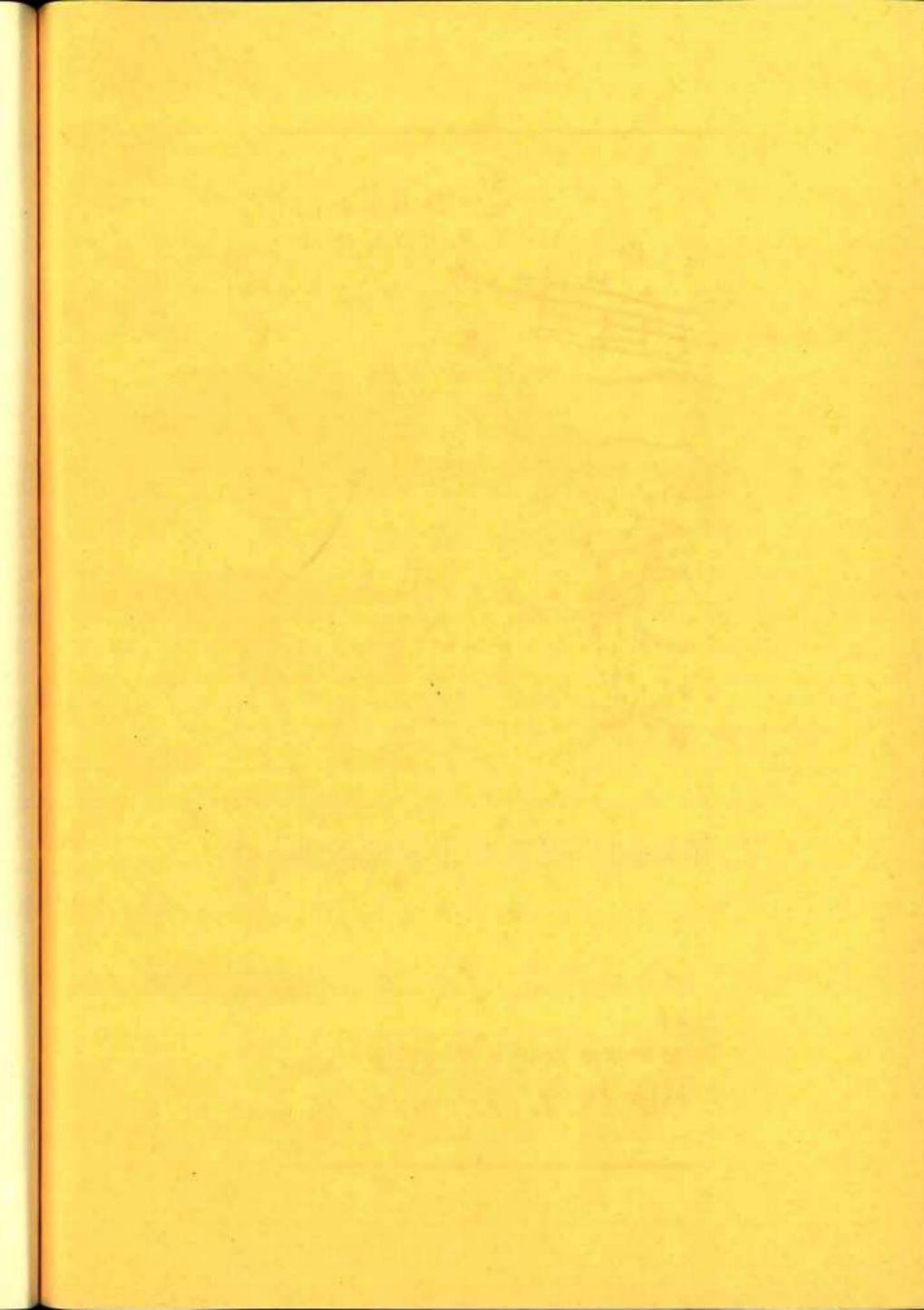
なおT-5、T-6区で確認できた約20m長さの溝状遺構もこの本丸遺跡の中でどのような役割を果していたのか検討してみなければならない。それから出土した遺物で注目されるのは、調査したトレーナーの床面および土壤内などから全般的に中国の磁器片が検出されたことである。この中国系染付（青花）、青磁、白磁などについては亀井明徳氏よりご教示をあおいだが、大体において16世紀前半後に輸入されたようであり、中国の福建、廣東両省の沿岸地帯の民窯製品と推定されるとのことである。染付（青花）は中国の嘉靖年間の時期に相当するようであるが、白磁も同一地域の製品と同じ時期頃のものとのことである。また青磁は華南の竜泉窯系の磁器であり、磁器も染付などと同様、16世紀前半頃のものが多いようである。なお、特に関心を寄せられるのは華南の三彩貼付文壺片が出土していることである。白、茶、緑青三色よりなる陶器片であるが、15世紀後半から16世紀前半頃にかけての製品であり、祝吉進跡からも、類似の「三彩綠釉陰刻牡丹文水注」が出土している。また、清武城址出土の染付も16世紀前半の時期ということであり、今回の都於郡城本丸の染付と時期的にも同一の年代頃ということになる。この時期は日本では天文年間前後頃にあたり、都於郡城主では10代目の伊東三位入道義祐の全盛期に相当する。特に、義祐が南の肥前方面に勢力を伸ばし、南方貿易に盡力した結果、このような貴重な中国磁器類が流入したものと推察される。そして、それらのことを裏づける一例証として『日向記』5巻の天文12年の記事をあげることができる。それによると「日向ノ津々ニ唐船十七艘入來故異國、珍物數不知浦々大ニニギハヒケリ」とある。当時、日向沿岸の港での貿易交流の状況がうかがわれるのであるが、その津々浦々を制圧していたのが都於郡に本城を有する伊東氏であったわけで、これらの中国からの輸入陶磁器が出土するのは当然の帰結と思われる。この本丸には落城後島津家の重臣たちが居住したようであり、さらに江戸期には小寺院なども存在した。そのため肥前系の陶磁器あるいは肥前系の青磁片なども散見される。いずれにしても、このたびの都於郡城本丸の確認調査では貴重な中国陶磁器片が出土し、日向中世期において海路を通じての中国との物資交流の経緯を歴史考古学的に把握することができた。それにこの調査に関連して行われた都於郡城の五郭－本丸、二の丸、三の丸、西の城、奥の城－の全体的な平面実測図を作成したことでも県内の城址では最初の試みとして有意義な資料作成といえよう。

## 註

- ① 宮崎県教育委員会「城内遺跡」『九州縦貫自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書』(3)昭和55年3月
- ② 永友良典菅不和樹「車坂遺跡」『宮崎学園都市埋蔵文化財発掘調査概報』(VI)宮崎県教育委員会、昭和62年3月
- ③ 都城市教育委員会「祝吉遺跡」『都城市文化財調査報告書』第1集 昭和56年3月
- ④ 熊本県教育委員会「濱乃館」-阿蘇大宮司居館跡『熊本県文化財調査報告』21集昭和52年3月
- ⑤ 出土した輸入陶磁器については、直接すべて福岡県立歴史資料館の亀井明徳氏のご教示によった。
- ⑥ 石川恒太郎「輸入陶磁器の発掘について」「城内遺跡」『九州縦貫自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書』(3)昭和55年3月



付・都於郡城と伊東氏の概略史



日向國湯紀郡伊郡東三道入位分三國

一、正天元年立年以前の御本郷  
吉氏画



地城水道町柳門用

故 日高次吉氏所藏品

## 付・都於郡城と伊東氏の概略史

緒方吉信

西都市は、昭和30年に妻町と上穂北村が合併し西都町となり、同33年には、三納村と都於郡村が西都町と合併し、同年11月1日に市制を施行して西都市となる。

さらに昭和37年には、三財村と東米良村とが西都市と合併して人口も50,656人となるが、西都市のシンボルは、昭和28年に特別史跡の指定を受けた西都原古墳群で、市名もこれにちなんだ西都市である。

西都市の歴史は、市域を貫流する一ヶ瀬川とその水系の自然がつくり上げたという事ができるが、日本の古代史上一拠点的な性格を有していた西都原古墳文化も、終末を迎える頃になると後続文化が続出し、諸々の文化とともに発展しながら継承してきた。

これらの文化はまた、平安朝期ともなると社会構造も大きく変化し、後半期ともなると全国的な荘園制の時代へと進化する。

これらの荘園制下では、西都市地域も大きく変化した事であろうが、都万神社を背景として成長した日下部氏や、その政権を接収した土持氏等の台頭があり、各所の荒野も徐々に開発されていった。

荘園領主には、鳥羽天皇の皇女八条院、あるいは京都仁和寺の院家にあたる花藏院や、豊前の宇佐宮等があげられる。

そして、これらの荘園地を管理した人の中から武士が生まれ、この武士によって支配されるようになる。

南北朝時代の初期、足利尊氏から日向国内に於ける鎌倉時代からの地頭職領に加えて、都於郡を贈与された伊東氏は、一族をあげて伊豆国から下向し、本拠地に都於郡城を築いて日向経略をすすめた。

この伊東氏も、日向国では荘園地の領主的な存在であったが、下向して都於郡城を築いてより、完全な一国の城主となり、南九州の日向中原を追う。

そして、200年後の元亀3年(1572)現えびの市の木崎原に於いて、島津軍に大敗してから終末を感じさせ、天正5年(1577)12月には、ついに豊後國へ亡命し西都市地域に於ける伊東氏の支配時代は終る。

西都市地域において、その後の伊東氏領を支配したのが島津氏であり、市域の内には、延岡藩領となった上穂北と下穂北があるが、この領域は江戸時代の中期・天領地に編入されていく。

しかし、天領地となった下穂北の中心地妻の町を佐土原藩が飛地として確保した事は、農林産物の集散場としての性格も強かった事から、大きな収穫だったという事が出来る。

このような歴史的変遷の中で、特に南北朝期から室町時代にかけての西都市の歴史は、都於郡城を中心とした伊東氏の創造によるもので、その行動についてはそのまま宮崎県の歴史と一致する。

西都市教育委員会は、これらの歴史をふまえ、日向国の王伊東氏が242年間経営した都於郡城跡を永年に保護したい、その為に、城の繩張りや曲輪の性格等を詳らかにし、総合的な保存計画策定の目的によって、本年度に本丸跡の一画を発掘調査した。

また本稿を起すにあたり、都於郡城の歴史には「日向記」が残され、諸氏による諸説の各書も発刊されてはいるが、今は故人の日高次吉先生とともに、昭和46年度に稿を起し同51年に脱稿した「西都の歴史」を担当し、特に伊東氏の関係資料の収集には、県内の多くを駆けめぐった経緯がある。

そこで諸説新説はあるとしても、日高氏の遺稿作だともされる「西都の歴史」と、伊東氏の歴史書「日向記」を参考に本稿を起したい。

伊東氏と日向国との関係が生じるのは、鎌倉時代のことで、源氏の家人であった工藤祐経に始まる一般的にも解釈されている。

この祐経は、建久3年(1192)に鎌倉幕府を開いた源頼朝が、翌年の5月に富士の裾野での巻狩りを催したとき、曾我兄弟に討たれたとされるが、頼朝に仕えた高位にあり、地頭職を把握し全国に26ヶ国の中、33ヶ所の3,785町歩を領していた人である。

日向との関係が生じたのは、建久元年(1190)の事で、その所領地は県荘80町・田島荘30町・富田荘80町・諸県荘300町・児湯郡内240町と「日向記」に記載される。

祐経が、富士の裾野において不慮の死を遂げると、嫡男の祐時が統は継ぐものの、父の所領地を受け継ぐのは、それより5年後の建久9年の事である。

このときの日向所領地は、県荘120町・田島荘95町・富田荘80町・諸県荘450町・児湯郡内240町と記され、富田荘と児湯郡内に変動は見受けられないが、他の3荘園地の開発は、著しいものであった事を示している。

この祐時は、工藤姓を改めて伊東を称するが、建長4年(1252)に没し、6男の祐光が相続する。そしてこの前後には、4男祐明が田島荘に、7男祐景が県荘・8男祐頼が諸県荘の絹分に下向して、それぞれ同地方の祖となっている。

しかし、工藤祐経以来伊東氏の統は、すべての領有地が不在総地頭で、伊東氏5代の貞祐までは、前述の如く一族を代官として派遣し、徵税物の納入処理を行っていたようだ。

この地頭不在の日向を、一時期支配したのが諸県荘に下向した前述の8男木脇刑部左衛門尉祐頼である。

兄の伊東氏2代祐光が、文永3年(1266)鎌倉で没したとき、嫡男祐宗が幼児であった為、祐頼が一時帰国して3代領主となり、再度日向に下って伊東氏の所領地を支配した。

3代領主時代の祐頼は、文永11年(1274)蒙古軍襲来のとき、日向国の一族を引き連れ筑前に出兵して参戦したが、帰国後は父祐時・兄祐光の為に祐光寺を諸県の深歳に建立し、寺領地に深歳30町寄進して靈を弔い、やがて領主としての統を祐宗に譲っている。

この文永の役については、福岡市教育委員会埋蔵文化財課の柳田純孝課長から、現地等を視察しながら種々ご教導を賜わったので、この件に関しても伊東氏の歴史として、本文に概略を述べておきたい。

東洋史の中で、西暦1260年蒙古平原の世祖王に即位し、1271年に元朝を起したフビライは、アジア大陸の大半を支配し、日本にも文永5年(1268)に使者を派遣して臣従の礼を要求した。

しかし、鎌倉幕府(北条氏)はこれを拒否し、文永8年になると蒙古軍の襲来を予期して、博多を中心とした地域の防備を固める為、九州各地に所領地を持つ全国の家人たちをも集めている。

このような時勢に元帝は、文永11年(1274)10月、朝鮮半島の高麗軍を加えた900隻と2万8千の軍で博多湾を襲った。これが第1次の蒙古襲来で文永の役と称する。

第1次のこの襲来は、台風によって窮地を脱する事ができた。しかしフビライ王は、翌年建治元年に再度の使者を送ってきた。

幕府の北条時宗は、この時の使者を斬り、博多湾の防備の為海岸線に石築地の防壁を作った。これが現在する元寇防壁である。

この防壁は、博多湾の西端今津から、東端の香椎まで凡そ20km、西から今津・今宿・生の松原・姪浜・博多・箱崎・香椎と7工事区に分けられている。

また7工区の防壁建設は、九州の9ヶ国が工事を担当し、今津を日向と大隅、今宿を豊前、生の松原を肥後、姪浜を肥前、博多は筑前と筑後、箱崎が薩摩、香椎が豊後と分担されていた。

防壁の規模についても基準が定められていたようだ。資料によると底部幅3.1m、上部幅2.5m、高さは2.6mとなっていて、一工区当りの延長も1.5kmから3km程になっていたようだ。

今津防壁の延長は2km程で、築地の規模もほど規定に準じたもので、底部幅3m、上部幅2m、高さ3mと概略の規定に準じている。そしてその上には、さらに1.5m程の高さの柵が設けられていた事から、総高は4.5m程になっていた。

防壁の築地石はまた、おもに花崗岩と玄武岩が使われているが、日向・大隅の担当した今津地区も両石質の石が使われ、さらにこの両石質の石が交互に築かれた個所もあり、その長さの割り合いで、所領地の大小を判別する事ができるようだ。

築地規定にはまた、所領する土地の広さによって延長が定められている。それは所領地の1反歩(1,000m<sup>2</sup>)につき1寸(3.3cm)の長さが基準となっていたという事であり、工期は8月に完成することだったという。

日向・大隅担当の2km程は、その割り合いで日向の7に対して大隅3のようで、西方端を大隅國が担当していた。

当時の日向国に於ける合田数を知るには、旧延岡藩主内藤家の所蔵文書にあった建久8年(1197)の「日向国図帳」、つまり建久図帳によると、日向国の合田数は8,064町となっている。

この数字を前述の計算に直すと、日向国担当の防壁延長は2,443mになるが、今津地区的延長は2km程度である事から、伊東氏が築いた防壁は、7対3の柳田課長提言どおり1,400m~1,500mを越したと推論する事はできない。

元冠防壁築地に参加した日向国



領主伊東（木脇）祐頼は、生活用具の一切から人夫迄も引き連れて参加し、現地は海岸線の為石を運ぶに船が便利だった事から、各領主と同じく船に一切を積み込んで参加している。

弘安4年(1281)元軍は再度博多に進攻した。このときも高麗軍を統合したもので、その数は、軍船4,500隻・兵14万余といわれる兵力で博多湾に侵入してきた。

しかし防壁の固めによって上陸する事ができず、元軍は壱岐島近くに退いて待機した。だが、旧暦7月1日の台風によって、蒙古軍船の大半は壱島沖に沈み、台風通過後の7月5日、幕府が繰り出した掃討戦によってこの戦いは終る。これを弘安の役という。

このような、外国に対する防御施設としては、天智天皇期の朝鮮式山城や、北九州の水城・さらにこの元寇防壁だけである。

また、日本国内で城というと、直ちに五重の天守を持つ近世城を想起させるが、これらの中には日本の城郭史から見るとき終末期のものいうことができる。

伊豆国に主流を置き、工藤祐経を祖とする伊東氏の統は、初代の祐時に始まり5代の貞祐で終るが、その間には鎌倉幕府が元弘3年(1333)に滅亡し、次に台頭する北条氏と足利氏とも深い関係を持って時代を下る。

伊東氏6代の祐持は、当初北条時行に党して、駿河国の清見ヶ関で足利尊氏の軍と戦って敗れ、その配下となってから関係が生じ、やがてはその功績により、日向国内の所領地のほか、都於郡300町を尊氏から宛行われ、建武2年(1335)に日向へ下向していく。

足利尊氏はまた、翌年朝廷に反旗を立てて京都を攻め、後醍醐天皇も延暦寺に逃れて難を避けられた。

「日向記」によると、尊氏の配下となった祐持は、相模川の渡河戦や京都三条河原の戦いで、高名を成して尊氏に認められ、延元元年(1336)5月湊川の戦いにも参加している。

この戦いのとき、朝廷方の主将であった楠木正成は戦死した。そこで天皇は、全国の志士を鼓舞する為皇子を諸国に分遣させた。

その時、征西將軍として9月に九州へ遣わされたのが懐良親王であり、この親王の後裔が、後年肥後の菊池氏を介して米良に入山し、新しい東西米良の歴史が起つてくる。

いわゆる南北朝の騒乱期であり、懐良親王が菊地氏の肥後隈府城に入る頃、伊東祐持は檢非違使の要職にあり、上洛途中の正平3年(1348)7月7日、京都において病没した。

そしてその年の12月、嫡男祐重が祐持の統を継ぎ、京都を発って日向の都於郡に下向する。これを俗に伊東氏の日向入りと称している。

そして、建武2年(1335)以来、都於郡落城の天正5年(1577)まで、伊東氏の本拠城として經營されたのがこの城である。

その目的は、常に南九州の制圧を第1の目途としているが、戦国武将の夢は誰もが同じく全国の制圧であり、薩摩島津氏もまた、南九州制圧の拠点づくりに宮崎平野をうかがい、兵を北上させている事から、伊東氏と島津氏は、242年間もの長期にわたり、土地の奪還と交換等の戦略が繰り返されて戦国時代を終える。

この宿命的な対決の時代に於ける闘争史に、都於郡5代城主祐堯から、10代義祐に至る間の飫肥城攻略は悲哀さえ感ずる戦いであって、この争乱の勝利が、伊東氏に全盛期を与えたといつてもよい。

この対決は、5代城主祐堯によって開始された。嫡男祐国と弟の清武城主祐邑は、ともに大軍を引き連れ、文明16年(1484)11月28日、海岸路から飫肥に向ったが、土持氏との問題もあって一時兵を引き揚げた。

再度の進撃は、翌年文明17年3月に始まり、祐堯も清武城まで出向して采配を振ったが、4月28日城中で病没した。

祐国もまた、飫肥城攻略成功の寸前に戦死し、38才を最後としてこの戦いは終る。10代城主、伊東三位入道義祐が飫肥攻めを開始したのは天文10年(1541)で、その成功は、永禄11年(1568)の事であり実に27年の長年月を要した。

いわゆる、伊東氏と島津氏の飫肥城攻略戦は、文明16年から永禄11年の間・84年の歳月を経過し、多くの犠牲者と領民の苦しみがあった事を如実に物語っている。

そして、これから元亀3年(1572)の現えびの市に於ける、真幸攻めの木崎原合戦までが伊東氏の全盛時代で、やがては終末期を迎へ、天正5年(1577)の都於郡落城も、ほど遠くない時期にあった。

都於郡伊東氏の歴史は、足利尊氏から祐持に都於郡300町が贈与されてから始まるが、「日向記」には建武2年(1335)、「日向纂記」には延元2年(1337)と、別年による伊東氏の都於郡下向が記されている。

都於郡城の築城は、この伊東氏によって成立した城であり、築城時には、城地に所在した高屋山上陵を取りこわして築城し、出土した石棺用石材は近くの一乘院境内に移したとする伝説が残され、今も上俗的な信仰によって、例年秋には上陵祭が地域の城跡保存顕彰会によって施行されている。

日向国史（昭和48）の第4節には、「彦火火出見尊高千穂の宮に座し、崩じて日向の高屋上陵に葬り奉る。山陵は、その高千穂山の西にありと伝へらる。」と記されている。

しかしこれには、「尊の山陵は『日本紀』に、日向高屋山上陵と記し、延喜式もまたこれに従う。その延喜式に、単に日向國とのみありて郡名を記さず。」とあることから、その所在地説には、多くの謎と説話が生じている。

当時の日向国は、現在の宮崎県地域だけでなく、大隅・薩摩地域まで含まれたもので、大隅の姶良郡溝辺町・肝属郡内之浦、県内の高千穂や宮崎市の村角・本稿の都於郡高屋等に、山陵所在諸説が多く生じてきている。

この高屋山上陵地は、今だ決定的な解明はなされていないが、都於郡城跡に関連した上陵説を、本稿では取り上げてみたい。

日向国史第一編の太古史第7章に、「都於郡の地にもと高屋の名あり、景行天皇西征の際の高屋行宮の地なりと称す」というに基するが、このことは黒貫寺の縁起に見ゆる。

その高屋山陵は、伊東氏が都於郡城を築くに当たり取りこわし、今はその跡を存するのみなりという。」と記されている。

都於郡初代城主となった伊東祐持の下向目的は、足利尊氏の所領地である日向国内の土地を、都於郡に於いて守る事にあったと思われる。

それは、祐持が一族をあげての下向ではなく、その後もなお、足利尊氏配下の檢非違使（現警察庁長官に類する役職）の高官職にあり、大半が上洛していた事からも察することができる。

そして祐持は、正平3年（1348）6月、上京途中・妻の父亀岡修理亮惟長（豊後国佐伯）の家で病となり、病をおしての上洛で同年7月7日京都に於いて没した。

このとき嫡子の虎夜又丸は、伊豆に居住していた事から伊東一族の大半はこの地に在り、築城した都於郡城の縛張りも、さして豪勢な規模を持つ城だったと推定する事はできない。

虎夜又丸は、父の死後、5ヶ月目の正平3年12月、祐重と改名して稻津・落合・湯地・川崎の4者のほか、重臣を従えて都於郡に下向する。この親子二代の下向を合せて伊東氏の日向入りと俗に称される。

祐重の下向は、先代祐持の下向とは規模的にも大きな開きがあり、一族あげての大移動であった。

そして「日向記」の、「それより都於郡を經營せんといよいよ家風を定む、大形の指図様体もきわまって、まづ普請に要るべき具足、あるいは鐵治番匠を召し集め、夜を日について急ぎけり。（中略）、そのほか先規の如く馳せ集まりて門前に市をなす。近習外様馬廻り以下の屋敷割有しかば、さしもに広き山上山下も更になかりけり。」と、都於郡城の大改築となる。

上記の家風（家来）を定むの中には、祐重が下向した際の4人衆と、京に迎え人として上京した山田又三郎のほか、荒武・津留・大脇の4家があり、さらには長倉・深歳・野村・宮田・垂水の5氏が加わって、これを都於郡の13人衆と称し、やがては戦国争乱の世の、南九州制圧へと着手されていく。

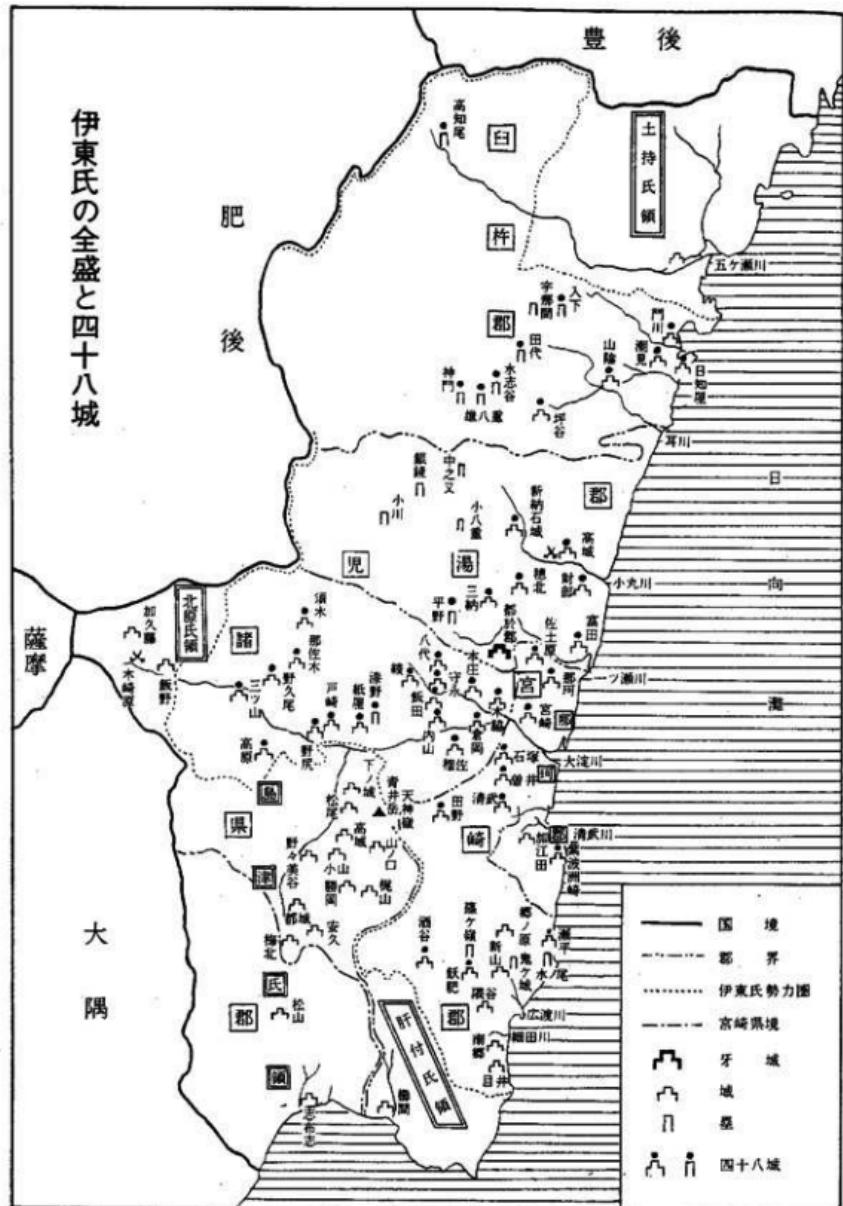
この南九州経略がすすむにつれて、各文書等に「山東」「山西」の文字が見えてくる。この山東とは、伊東氏の本拠地都於郡とその周辺を称したものであるが、後年薩摩島津氏との争いが激化してくると、都城盆地が山西と称されるようになってくる。

そして、山東と山西の分岐点を、現北諸県郡山之口町の青井岳山中にある天神山（標高563m）といわれてくる。

伊東氏と同様、南九州制圧を目途とした島津氏は、拠点地を都城盆地に置き、常時宮崎平野に進出しようとするが、その口火を切ったのが、応永4年(1397)清武城の戦いであって、以来天正5年(1577)伊東氏の没落まで続き、両氏間の戦火は絶える事がなかった。

伊東氏の本地都於郡城は、中世の代表的な繩張りを有した山城で、歴代12人の城主によって經營されたが、実質的には10代城主伊東三位入道義祐時代の終末である。

伊東氏の全盛と四十八城



三十九城主

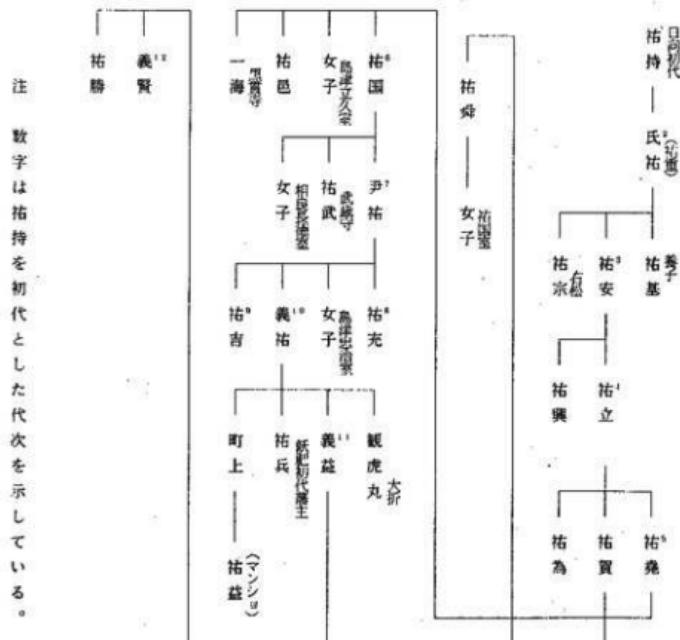
城 主 の 名	摘 要
三納城 飯田肥前守 長倉藤七（民部少輔、洞雲齋）、その子もまた藤七	
穂北城 湯地五郎九郎（志摩助）	
富田城 野村藏人佐	
高城 落合民部少輔（初名藤九郎）、その子もまた藤九郎	新納院高城（児湯郡木城町高城）
財部城 郡司弥六衛門尉、次に湯地出雲守・宇都宮佐馬助	財部は後の高鍋
那賀城 肥田木勘解由左衛門尉、次に長嶺紀伊守、肥田木越前守	那賀は那珂の古字
宮崎城 八代民部左衛門（下野守）	
清武城 長倉伴九郎・上別府宮内少輔	
紫波洲崎城 川崎上総守・子息和泉守	
田野岡城 長倉河内守・子息宮内大夫（後山城守）	
倉石城 野村謙岐守	宮崎市倉岡大字糸原
塚塙城 平賀刑部少輔	
樺佐城 落合兵部少輔	
木本城 福永民部四郎	
本荘城 川崎兵部丞	鍛田ヶ城、東諸県郡国富町本庄
八代城 伊東新三郎	
守永城 内田四郎左衛門尉	
綾城 佐土原遠江守	
板田山城 川崎治郷太輔	
内山城 野村刑部少輔	
漆野切寄城 漆野志摩介	西諸県郡野尻町大字紙屋、切寄とは半永久的な砦のことか。
紙屋城 米良主祝助	
野尻城 福永丹波守	
高原城 福永源左衛門尉	
戸崎城 肥田木四郎左衛門尉	西諸県郡野尻町龍
三ツ山城 平良彦十郎、子息彦十郎	西諸県郡須木村に奈佐木という地名がある。別に同村には村尾城址があるが、この城郭内に肥田木城址というのが指摘される。
那佐木城 肥田木三郎兵衛尉	小林市大字東方浜ノ瀬
野久尾城 米良筑後守、次に新納伊豆守	西諸県郡須木村に跡をのこしている松尾城にあたるのであろう。
須木城 米良長門守	児湯郡木城村大字石河内
新納石城 長友源次郎	
塙見城 右松四郎左衛門	
門河城 米良四郎右衛門	東臼杵郡門川町
日智屋城 福水新十郎、次に氏本駿河守	
山陰城 米良喜内	
坪屋城 米良休助、次に松尾下総守	東臼杵郡東郷町大字坪谷
酒谷城 長倉淡路守	
目井城 河崎駿河守	
瀬平城 上別府常陸守	

西都の歴史より転載

## 七 領主

領主名	摘要
田代三方領主 水志谷領主 入下領主	松尾下総守・籠尾彦三郎・般江主税助 奈須九右衛門尉 入下秀四郎
神門三方領主	小崎右近侍監・田爪某・僧崖某
高知尾領主 雄八重領主 平野領主	三體（三田井）惟政 米良左近衛門尉 米良民部少輔
	松尾・籠尾・般江の三名（三方）で領した のであろう。
	小崎・田爪・僧崖の三名（三方）で領した のであろう。
	東野・杵郡高千穂三田井

都於郡伊東氏の略系図



注 数字は持株を初代とした代次を示している。

城の本丸城郭内に山陵が所在したとする説は前述したが、高屋山とする高屋の地名は古事に習ったのであり、これを如実に物語っているのが景行天皇態襲親征説である。

親征説話は、景行天皇の12年7月、態襲一族がなお朝廷に従属しないとして、天皇が直接8月15日に途につき、11月に日向国へ到着され、行宮（かりのみや）を建てられた。これを高屋宮という事に起ったものである。

このことは、日本書記の景行紀に記され、この書には、「13年5月ことごとく襲国を平けつ、因りて以って高屋宮に居ますこと、すでに6年なり。」

是に於いてその國に佳人有り、御刀媛（みはかし姫）という。則ち召して妃とし給う。豊國別皇子を生む。これ日向国造（みやのこ）の始祖なり。」と、日向国の発生に関する記事まで見受ける事ができる。

そして、天皇の6年間もの逗留地となった高屋宮が、現西都市の黒貫寺を中心とする地域で、その北西方向に後世築城された都於郡城が所在し、この城跡を高屋山上陵地として求められてくる。

地元都於郡住民による伝承説話によると、天孫ニニギノ尊とコノハナサクヤ姫の間に生れた三皇子誕生の時割り竹によって「へそ」の緒が切られ、捨てられた割れ竹が遠くに飛び、落ちた所が竹林となりこの地を竹屋と称していた。

この語源がなまって高屋となり、ヒコホホデミノ尊が高屋宮で崩御されると、山上に葬って、これを高屋山上陵と称した等が伝えられ、陵墓の位置も黒貫寺の古文書古図に、現在の都於郡城本丸跡へ示されている。

前述の如く、高屋山上陵は伊東氏の築城に際して破壊されたとされるが、日向国の大半を支配し、48城を従えた都於郡城も文明12年(1480)、永正元年(1504)、天文2年(1533)天文5年と、数度の火災に見舞われているが、再建もさほど難はなかったと推察される。

そして、10代城主伊東三位入道義祐のとき、佐土原城を改修して義祐の隠居城とし、都於郡城には嫡男義益を住まわせて11代城主となし、佐土原城に於いて権勢を振っていた。

この義祐も、相次ぐ内紛によって、ついに天正5年(1577)12月には、豊後国へと敗走する結果となり、242年間の都於郡に於ける伊東氏時代は終る。

これを、世に伊東氏の豊後落ちと称するが、都於郡城は、一度も敵方に攻められた事もなく、常時戦いは相手国内で繰り返され、優位の中ですすめられ、その結果が落

城という極めて珍しい都於郡伊東氏の最後という事である。

藩制時代の鈴肥城は、都於郡伊東氏の末裔によって受け継がれている。初代城主となった伊東民部太輔祐兵は、都於郡11代城主義益の曾孫であり、文明17年(1485)伊東氏6代祐国公が鈴肥に遠征してから83年経過し、その内、天文10年(1541)～永禄11年(1568)6月までの27年間、父三位入道義祐が望んだ鈴肥城経略の実が結んだ事により、祐兵がこの城に居城する事となる。

祐兵は、こうして鈴肥の領主となるが、天正5年(1577)の伊東氏豊後落ちでは、一度城を捨て、父と流浪の生活をおくる。

この流浪中、四国の道後・寿王庵に居る時、三部の快永と羽柴秀吉の臣伊東掃部助のすすめによって、播州姫路で秀吉と会い、ごく小身ではあったがその配下となり、数人の側近とともに播州にとどまつた。

やがて、秀吉の九州攻めがはじまると、彼は先導役となって各地で戦功をたて、その功により天正16年(1588)、願いによって鈴肥に入城し、伊東氏の再興を成すとともに鈴肥藩の祖となつた。

〔慶長5年(1600)の関ヶ原合戦では、日向で唯一人の徳川方であった。42才で大阪の堺で病没している。〕

その後の伊東三位入道義祐は、各地を流浪しているが、天正13年(1585)中国をさすらっている時、身のおとろえと病魔に犯され、死期のせまったく自覚してか、祐兵の留守宅泉州堺ヶ浦の松寿夫人を頼って訪れ、夫人の看病もわずかに7日間で、同年8月5日、73才の生涯を閉じた。

豊後落ちの際、米良の山中で詠じたとされるうたに、「行末の空知らぬとの言の葉は、今身の上のかぎりなりけり。」がある。

この時の隨行に加わっていた1人に、天正少年使節となった伊東マンショが居る。マンショについては、不可解部分も多く詳細な裏面研究もすすんではないが、周知の論説に従つて述べてみたい。

マンショは、伊東氏一族の伊東祐青を父とし、母は義祐の四女町ノ上で、元亀元年(1500)頃都於郡城で生れたとされている。

法華岳菓師堂の天井板に、天正3年伊東修理亮藤原朝臣祐青とした祈願に「虎千代磨・虎次磨・虎龜磨」の文字が見える。

伊東満所350年祭記録書の著者、松田毅一氏によると、マンショが天正3年(1575)

には6才位であった事から、上記3名の墨書中の虎千代廟あたりと比定されるとある。

祐青一家は、天正5年伊東氏の豊後落ちと共に行動し、祐青は豊後に落ちて間もなく没し、母は寛永元年(1624)まで長生した。

イタリア人宣教師ヴァリニャーニは、日本を去るにあたって、日本の少年を九州のキリシタン3大名代理として、ローマ法王・ポルトガル王・イスパニア王の所に派遣する事をすすめた。

これがきっかけとなって、大友氏の使節にマンショ、大村・有馬・の使者に千々岩ミゲル、副使に中浦ジュリアンと原マルチノの4人が選ばれ、マンショはその首長となつた。

そして、天正10年(1582)11月18日、ポルトガル船で長崎を出航し、天正18年(1590)6月20日長崎に帰港した。実に8年5ヶ月の歳月を費している。

成人して帰郷した伊東マンショは、その後豊臣秀吉と会見し、秀吉もこの人物を高く評価して侍臣にしようとしたが、マンショはこれを辞して長崎に帰りキリスト教の宣教につとめた。

そして、慶長11年(1606)頃には、有馬の修学寮の教職となり、ついでバテレンとなつて慶長17年、43-4才で天草に於いて病没した。

豊臣秀吉は、天正15年(1587)九州平定の直後に突如キリスト教の禁止令を発したが、このことによって、日本国内に於けるキリスト教はしだいにおとろえを見せ、伊東マンショの努力もついに結実するには至らなかつた。

天正15年、伊東氏が都於郡城を捨てたあと、この地を領したのは島津氏であり、島津義久は、この期を逸せず未弟の家久を佐土原城に置き、旧来の伊東氏に関係した諸城にまで、配下の武将を配して備えを固め、さらに勢力圏の拡大を図つた。その時、都於郡城には、武将の鎌田政近を置いて守らせた。

そして島津氏は、豊後大友氏と対決し、財部城(高鍋)高城(木城)等との激戦にも大勝し、九州唯一の勢力となって繁栄する。

この過程において、島津家久中心の佐土原藩が隨時に築かれ、現西都市地域内の三財・三納・都於郡、さらには大字妻を含む地域が佐土原藩に関係し、来るべき藩制時代の領地として確立されていった。

家久の佐土原在番は、天正6年から天正15年(1587)の9年間であるが、この領有地は子の豊久に安堵されたと推定せねばならない。

そのことは、天正16年8月4日付、島津豊久が豊臣秀吉から宛行われた目録(979町)と、後年の初代征久領とがほゞ一致している事からも推察できるし、藩制時代の佐土原藩所領地は、家久時代すでに基盤が築かれていたという事ができる。

佐土原島津氏は、家久・豊久の2代を歴史的には、「前」の島津氏と称する。これは、羽柴秀長が天正15年に佐土原を攻めた際、家久が城門を開いて降り、佐土原領を安堵しているし、嫡男豊久は、西軍に従って慶長5年(1600)9月15日、関ヶ原で戦死した。

その為、一時期佐土原領は徳川氏に没収され、莊田三太夫という武将が統治した。しかし家康が豊久の罪を許した事から、その統は島津氏の一族によって繼がれる事となった。

こうして、佐土原藩初代城主として入封したのが島津以久(征久)で、大隅国垂水から、慶長8年(1603)佐土原城に入城する。この以久の以降を「後」の島津氏と称する。

後の島津氏つまり以久以降は、10代忠寛までの268年間で終るが、当時の佐土原藩文化は、今も各所に繼承され名残りも多く留めている。

徳川幕府の国家統一策には、支配者となる武士の身分確立や農民の支配、さらには、地方の支配者を大名として統制させる配置や、強力な中央集権制度等があった。

これらの中で、元和元年(1615)7月の、武家諸法度18ヶ条が発令された。それも大阪夏の陣直後のことである。そしてこの中に、一国は一城に限定するという。いわゆる「一国一城令」があり、都於郡城の役割りも大きく変化していく。

佐土原藩の総石高は、27,070石で19ヶ村から成り立っているが、別に島之内3,000石を加えて佐土原3万石と称している。このうち都於郡は、山田・荒武・鹿野田の3村があって、これを總したのが都於郡であった。

都於郡の総高は4,344石余で、三財・三納を加えると12,253石余となり、佐土原藩総高の4割5分を越し約半分を占めていた米穀産出の豊庫である。

これらの農村を、直接支配していたのが外城衆であって、家老格の武士が掛持地頭と称して統制していた。また庄屋による農村統治も当然行なわれていた。

しかし、元和元年に一国一城の令が発令された事からこの外城制度は廃止された。だが佐土原藩はこの制度をおな重視し、その存続を図る為に、それぞれの外城地に武士団の練武場を設けて、藩制時代の終末期まで經營された。

慶長8年(1603)のこと、大隅国から移封した島津以久の政策は、藩の中心地のみに武士を置く事ではなく、辺地にあたる三納・三財・都於郡・新田・富田の5ヶ所に、武士の頓集所を設けて政事にあたらせた。

この屯集所が、もちろん外城と称し、一国一城令によって廃止される。

前述の練武場制度は、射場(弓場)等の武士の練武する施設を開設し、重臣まで配置して大きな役割りを果たさせた。

現西都市の大字下三財門田には、4代藩主の忠高が、弟の久道を居住させ、7代久柄は弟久武の子を石野田に分家させる等、常時これらに対応できる措置も講じられている。

寛文4年(1664)に藩主となった忠高は、文化も多く取り入れ藩内に於ける学問の途も開いた人であって、藩史上でも最も文化を重視した事から、多くの文化が芽生えていった。

延宝3年(1675)、門田に弓場が開かれたとき(開設か年始矢場開きか定かでない。)肥後細川藩士が来遊し、石野田と門田の若衆に臼太鼓踊を伝授したとする石野田臼太鼓踊の発生由来も残されている。

この文化時代には、すでに都於郡城の跡地は大きく変貌し、城跡としての面影も薄らいでいる。それは、元和元年の令に始まり、外城制度が屯集所となり、この屯集所も練武場の名目で残された。

県総合博物館所蔵の島津文書絵図には、5城郭と東・南城までも含んだ城域全体が、武士の館として屋敷割りがなされ、本丸跡の中心地には一明院が、また一明院の南に接し、間には東西への道路を新設して天神社が記載されている。

この一明院と天神社は、古式にならった建立方式の、寺院と神社が同居祭祀のものであり、両社寺は、佐土原藩の外城に代る武士の集合施設であったと推測すべきである。

そのことは、一明院前の広場が射場である事だ、この射場、つまり弓場こそが練武場としての施設であり、一国一城制下の隠れ蓑であって、その命脈が保たれていたものと思われる。

前述の、一明院・天神社間の大通りは、両社寺及び射場の建設時か以後の道路であって、伊東氏時代に關係した通路ではない。

本丸跡の大手門は、曲輪の南端部に今も残されるが、下方の裾部もまた藩制時代に削除されて通行不能であり、東口も同様道路の新設によって失している。

残される本丸の門口は、西と北のみであり北の門口は、間道を挟んで奥之城跡に通じ、西の門口は、二之丸間の空堀に下って間道に通じ、ともに1人歩きの小道で、今なお当時の山城道を想起させてくれる。

都於郡城の中心地5城郭周辺を、高屋・土中・原向と称するが、これを総称して土中という。この土中とは武士の住む地域であって武士の住む衆中が変化して土中となつたともいわれている。

この都於郡衆中（土中）の給地高をみると、万延元年(1860)の給地総高は813石で人数は151人となっている。

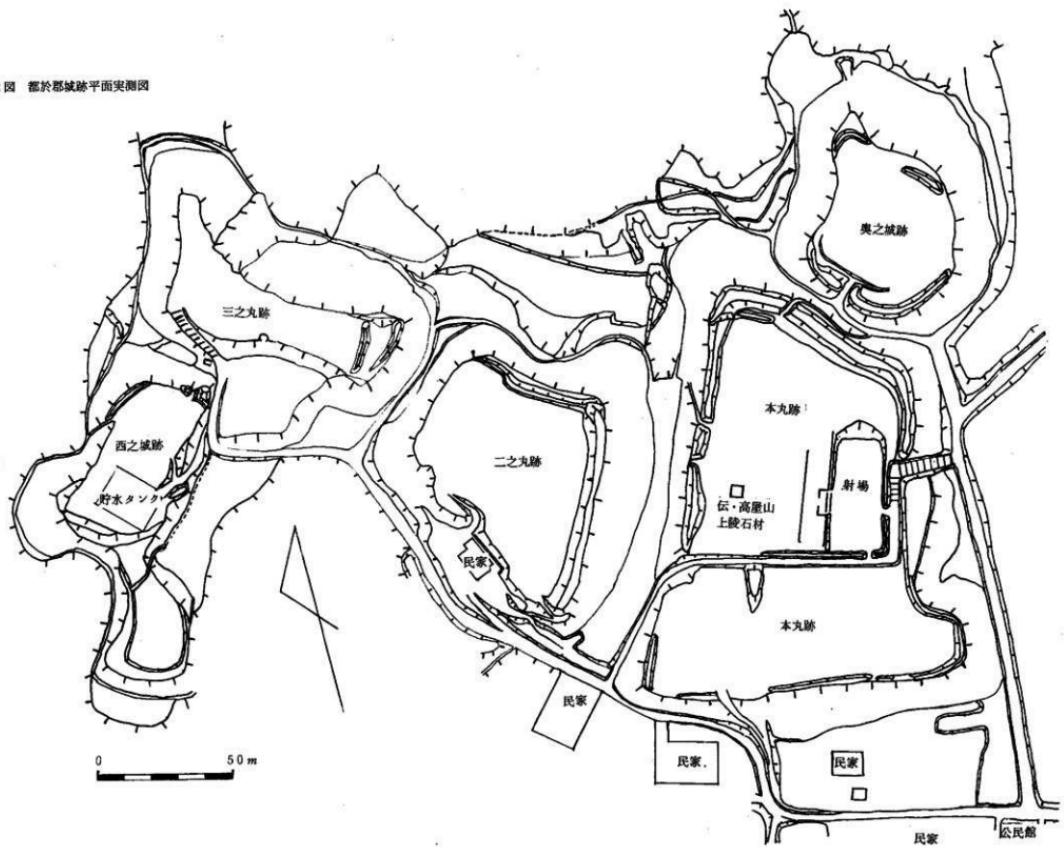
この内訳は、中小姓8人、歩行37人、小頭26人、足軽76人の計147人と、別に鐵砲金物師1人、金細工1人、鍛冶2人となっている。

以上の人たちが、中世山城の都於郡城周辺に居住し、射場山の一明院や天神社に通う人と佐土原に登城する人とに分かれながらも、藩制時代の終るまで城跡の保存と繼承に務め、その尊い遺産は、今も後裔たちの城址顕彰会によって保護されている。

#### 参考文献

- 1 西都の歴史 昭和51年9月 西都市教育委員会
- 2 解明日本史 昭和40年1月 柴田 実
- 3 日向地誌 昭和4年10月 平部嶋南
- 4 日向国史・上巻 昭和48年2月 喜田貞吉・日高重孝
- 5 日向国史・下巻 昭和48年2月 喜田貞吉・日高重孝
- 6 元寇防壁については、福岡市埋蔵文化財課長柳田純孝氏のご教示によった。

第12図 都於郡城跡平面実測図



第13図 伝高尾山上陵の残石実測図



---

西都市埋蔵文化財発掘調査報告書 第5集

昭和63年3月31日 発行

編集者 西都原古墳研究所  
電話(0983)⑧1111内線610

発行者 西都市教育委員会  
印刷所 ふくしげ印刷所

---

